

第百六十二回 参議院農林水産委員会會議録第十四号

平成十七年五月十二日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月二十八日

辞任

池口 修次君

補欠選任

小川 敏夫君

出席者は左のとおり。

委員長

中川 義雄君

理事

岩永 浩美君

田中 直紀君

羽田雄一郎君

和田ひろ子君

委員

加治屋義人君

岸 信夫君

小泉 昭男君

小齊平敏文君

常田 享詳君

野村 哲郎君

松山 政司君

小川 勝也君

小川 敏夫君

主濱 了君

ヅルナ マルティ君

松下 新平君

谷合 正明君

福本 潤一君

紙 智子君

国務大臣

農林水産大臣

島村 宜伸君

副大臣

農林水産副大臣

常田 享詳君

大臣政務官

農林水産大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

文部科学大臣官房審議官

文部科学省スポーツ・青少年局長

農林水産省総合食料局長

農林水産省消費・安全局長

農林水産省経営局長

農林水産省農村振興局長

環境大臣官房審議官

加治屋義人君

高野 浩臣君

山中 伸一君

西阪 昇君

村上 秀徳君

中川 坦君

須賀田菊仁君

川村秀三郎君

福井 雅輝君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中川義雄君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る四月二十八日、池口修次君が委員を辞任され、その補欠として小川敏夫君が選任されました。

○委員長(中川義雄君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案、以上両案の審査のため、本日の委員会に文部科学大臣官房審議官山中伸一君、文部科学省スポーツ・青少年局長中川坦君、農林水産省消費・安全局長中川坦君、農林水産省経営局長須賀田菊仁君、農林水産省農村振興局長川村秀三郎君及び環境大臣官房審議官福井雅輝君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川義雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中川義雄君) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案、以上両案を一括して議題といたします。
両案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○小泉昭男君 それでは、早速御質問に入らせていただきますが、大臣にお伺いいたします。

近年、我が国の農業を取り巻く環境、大変厳しい状況でございますけれども、機会あるごとに様々な議論がなされてきたことも事実であります。そのどの議論にも共通していることは、国民生活を支えている食料の安定供給を進める中で、農業生産の一番重要な基盤が農地であるということでありまして、その農地が相続や担い手の減少

などの理由によりまして荒廃したり転用されるなどの問題が生じ、後世に継承されないことが重要な問題となっております。

改めて、農地の公共財的性格について、大臣の御所見をお伺いをいたします。

○国務大臣(島村宜伸君) お答え申し上げます。

農地は食料の基本的生産手段であります。すなわち、農業生産の用に供され、食料の供給が行われてこそ初めてその効用が発揮されるものであります。また、いったん壊廃すればこの再生には膨大な投資を必要とすることになります。

このような考え方の下、農地制度は農地を農地以外のものとするを原則として禁止をしております。農地の権利取得に際してきちんと農業の用に供し得る者に取得させることとしたとして、農地の公共財的性格を担保する制度としておるところであります。

今般審議をお願いしております制度改正の中で、強制的要素のある耕作放棄地の解消策を提案しておりますが、私といたしましては、農地の権利を持つている方々がその農地を農業生産活動の用に供するという自らの課せられている責務を自覚され、その責務を果たされることを切に希望する次第であります。

○小泉昭男君 大臣からただいま基本的な農業に対するスタンスをお伺いいたしました。極めて大事なポイントでございますが、大臣の今の御答弁と併せて、次に副大臣にお伺いさせていただきます。

新たな食料・農業・農村基本計画においては、担い手に対して農地の利用集積を始めた各種施策の重点化が盛り込まれてまいりました。特に、担い手が農業を営む上で他産業並みの所得を確保できるだけの経営基盤、経営規模が必要になつてまいりますが、これはすなわち農地の利用

集積による規模拡大につながるわけであり。貸す側の意向と借りる側の意向の調整取りまとめには、農業委員会や農協の負うべき役割は大変重要なものと考えるところでございます。

今後、農地の流動化を加速する上で、これら組織への取組について農林水産省としてどのような指導、支援をお考えになっているのか、伺っております。

○副大臣(常田幸彦) 今回の農地制度の見直しにおきましては、農地保有合理化事業の充実による農地の仲介機能の強化、併せて集落合意を基礎とした農用地利用規程を充実し、集落の農地利用の基本方針や集落の構成員の役割分担及び担い手に対する農地の利用集積目標を明確化すること等、担い手の育成確保と、それに必要な農地の利用集積を加速化するための措置を講じたところであります。

これら担い手の育成確保、農地の利用集積を着実に進めるためには、国、県、市町村、それぞれの段階において行政と先生御指摘の農業委員会等系統組織、農協などの農業団体が一体となって取り組む体制を整備する必要があります。このような農業団体を中心とした取組が円滑に進められるよう、強い農業づくり交付金等の予算措置により現場での取組を支援することといたしております。

また、農林水産省では、全国農業会議所、全中などの農業団体と連携を図り、担い手の育成確保のための全国運動を展開しているところであります。

先般来、加治屋大臣政務官とも分担して各ブロックを我々が訪問し、説明をさせていただいているところであります。特に、担い手の育成が急がれる土地利用型農業を中心に、農地の利用集積の促進等を行行政、農業団体一体となって取り組んでいるところがございます。御理解をいただきたいと思います。

○小泉昭男君 続いて、加治屋政務官にお伺いさせていただきます。

話は少し飛びますけれども、最近、新規就農という言葉が耳にされるようになってまいりました。これは極めて大きな期待をするところでございますけれども、農業において、特に女性が支えている部分が多いのも農業という職業の特徴かと思えます。反面、過去には女性に多くの肉体的な労働を強いてきたことが多かったことも事実でございます。まして、農業イコール重労働のイメージはまだ払拭されていない感じがいたします。担い手が誇りを持って農業に従事できるようにしていくためには、サラリーマンでリタイアされた方々を含めて、特に女性が参加しやすい環境整備が極めて喫緊の課題かなと、こういうふうに思います。この点についてお考えを伺っております。

○大臣政務官(加治屋義人君) 女性が働きやすい、参画しやすい環境づくり、こういうことでございます。

今日、女性は農業就業人口の過半を占めておりまして、また、新しく就農するその割合も三割を占めているという、こういう状況でございます。今後とも農業、農村において重要な役割を果たすことが大変期待をされております。

一方で、農村女性は、農業労働に加えまして、お話しのとおり、家事、子育てなど大変大きな負担を抱えておられるわけでございますが、新たに農業に参画する場合、その後の活動、女性が農事に従事しやすい環境づくりを図っていくことは極めて重要なことだと認識をさせていただいております。

また、このことはこのたびの、三月に新たに策定いたしました基本計画の中にも女性の参画の促進に関して計画的に講ずるべきである施策がしっかりと明記をされております。このために、農林水産省では、省内に男女共同参画推進本部を設置をいたしまして、これは常田副大臣が本部長としてこのことに積極的に取組を今させていただきます。ただ、このことでもございます。

今後とも、この基本計画に基づきまして、新規就農支援のための相談活動、研修の実施、資金の

貸付け、あるいは家族間で労働の役割分担などを取り決める家族経営協定の締結促進、女性の活動や出産、育児期の負担軽減のための情報提供や研修の開催、あるいは女性の抱える課題の解決のための女性の参画者のネットワークづくりの推進、これら女性の参画が促進できるようにしっかりと支援をしてまいりたいと、そのように思っております。

○小泉昭男君 ただいま大臣、副大臣、政務官から大変前向きな御努力の部分のお話いただきました。続いてお伺いしたいことでございますが、現在、全国に農業高校、大学含めて専門的に農業の御指導をいただいている機関がございますが、農業経営に当たりまして、一番原点は、ただ農業が好きだと自然が好きだけでは、経営でございますから立ち行かなくなることは心配でございます。そこで、担い手に施策を集中・重点化していく中で教育が一番基本にあつてしかるべきかなと、こういうふうに思います。

そういう意味から、近年、これらの農業高校、大学に通う生徒数がだんだん減少傾向にあるという、こういう報道を拝見しまして、私もかつて農業高校に通った経験がございますので極めて残念に思いますし、寂しい気持ちがございます。そういう意味から、将来の農業の後継者になる方、また、ならなくても農業関係に従事する方、農業関係に従事しなくても農業に理解を示す方、そういう方々の啓蒙活動が必要じゃないかなと、こういうふうに思います。

そういう場合に、これから年齢を超えて、再度、例えばサラリーマンでリタイアされた方ももう一回農業を学び直してみよう、そして農業にもう一回いろんな努力をしてみよう、こういうチャンスをお与えいただくのも必要かなと、こういうふうに思います。

こういう意味から、農業高校、大学に対するシステムづくり、様々なカリキュラムも用意すべきだと、こういうふうに思いますので、お考えを

伺っております。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 最近の経済情勢を反映いたしまして、いわゆる中高年の離職就農の数が増えております。我々農業界の方から見ますと、やはり他産業で培われました知識でございますとか、あるいは技能でございますとか、こういうものの活用が可能ということで、農業の担い手あるいはオペレーターといった直接的な役割のほかにも、まとめ役とか世話役とか、こういう面での役割が期待をされているところでございます。

ただ、いきなり他産業を辞めて新規就農というのも非常に難しいとございまして、技術の習得等の教育が必要と、今、先生のおっしゃるとおりでございます。

私ども、一つは、他産業における間に働きながら農業技術、経営方法を学べるような就職準備校というのをまず用意をしております。そこで他産業における間に農業のことをいろいろ学んでいただきたい。それから、その後に指導農業士だとかあるいは農業法人、こういう先進的な経営体で研修をする、技術を実際に身に付けていくと、こういうこととか、あるいは各道府県に農業短大、農業大学校がございます。その中に定年退職者を含めた中高年齢のための研修といったコースあるいは失業者の農業法人雇用促進のための職業訓練コース、こういう様々なものを用意をいたしまして、これらの人々の新規就農を支援をいたしたいと、このように考えているところでございます。

○政府参考人(山中伸一君) 文部科学省でございます。

農業高校についてのお尋ねがございました。先生御指摘のように、農業高校、現状について見ますと、平成十六年で学校数三百六十四校、生徒数は約十万二千人でございます。高校生全体の数が二十年で二二%、四百七十二万人から三百七十一万人と大きく減少しております。農業科の生徒も、十年前には十三万人台おりましたけれども十万人台と減少してきておりますけれども、

全体の高校生に占めます割合は二・七％ということ、ほぼ十年ぐらい横ばいの状況ということになっております。

文部科学省といたしまして、農業を取り巻く状況の変化、こういうものに対応いたしまして、農業教育の改善をするという意味で、農業経営でございましてか農業経済といった流通、経営に関する科目を充実するなど、将来の農業経営者の育成のための教育内容の改善というものも行っているところでございます。

また、社会人の農業高校への受入れという御指摘でございますけれども、社会人向けの公開講座の開設でございますとか、あるいは、農業高校全部の科目を受けるというのは難しい面もあらうかと思ひますけれども、開設している科目のうち一部を履修します一部科目履修生という中で社会人を受け入れていくといった実態もございまして。例えば、神奈川県平塚高校の初声分校では、トウモロコシなどの栽培知識と技術の習得を行います「自然と農業」、こういうところに社会人の科目履修生の受入れが行われております。あるいは、富山県立の中央農業高校でございますと、高校を卒業した後、更に自営農業を目指したいという生徒、あるいは社会人の方で自営農業をやりたいという方のために二年間の専攻科コースを設けまして、そういった担い手コースなどの設置をしているという例も行われているところでございます。

文部科学省といたしましては、今後とも、農水省あるいはJAなど関係の各省、団体との連携を通じて、将来の農業の担い手づくりを目指して魅力ある農業高校づくりに努めてまいりたいと考えております。

○小泉昭男君 現在大変な努力をいただいていると分かりました。

また、神奈川県平塚の名前が出てきたことに感謝申し上げます。

続きまして、順を追って最後に意見まとめてみたいと思ひますので、協力お願いいたします。耕作放棄地、大臣が先ほどお話しされました。

これは年々増加傾向にあるということでありまして、平成十二年、三十四万ヘクタールといひますから、今はもつと増えているんじゃないかなど、こういうふうに関心配をいたします。耕作放棄地の発生、増加の防止と解消に向けた緊急の対応、重要でありますので、具体的にどのような対策が講じられて、法案にどのように盛り込まれて実施されていく取組を考えると、伺っておきたいと思ひます。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 先生おっしゃれますように、耕作放棄地、平成十二年で三十四万ヘクタール、恐らく現在もつと増えているのではないかとこのように推定をしております、大変懸念をしております。

基本的には、遊休農地がちゃんとした担い手によって耕作される、これが望ましいわけでございますけれども、なかなか土地条件等ございましてうまくいかないケースもあるということで、今回の法案の中には二つございまして。

一つは、市町村が基本構想の中で、遊休農地というものの所在を確認をいたしまして、山に戻すべきものと農地として活用すべきものに振り分けをいたしまして、この後、農業上の利用の増進を図るものについてはそのための施策というものをちゃんと市町村が位置付けて方針に書くこととございまして。そして、耕作放棄地の権利者に対して指導を行ひまして、ちゃんと利用しなさいと。その指導に従わない耕作放棄地の所有者に対しては、最終的には知事の裁定によりまして賃借権が強制的に設定できる、こういう特定利用権の制度というのを一つ創設をするということにしております。

それからもう一つ、耕作放棄をしております、周囲の営農に支障を及ぼす病害虫が飛ぶ、あるいは水利系の施設がつぶれる、こういう周辺、周囲の営農に支障を及ぼしている場合には市町村長がちゃんと支障を除去しろという命令が出せると、命令に従わない場合には代執行ができるということございまして、所有者不明の場合にもその措置がとれる、こういう体系的な耕作放棄地対策を盛り込むということにしておりまして、何とかこの耕作放棄地の解消に向けて努力をしていきたいというふうに思っております。

○小泉昭男君 耕作放棄地が増えるということ、は、もう当然生産量が落ちるわけですから、単位面積当たりの生産量、幾ら頑張つて努力されても追いつかない状況が出てきます。そういう意味から、これらの取組が極めて今後の日本農業に大きな影響を及ぼすことをいまだ一度御認識をいただきたいし、私どもも努力、そして参加させていただきたい、こういうふうに思ひます。

次に、この耕作放棄地も含めて、これからのリース方式のことでございますが、現在、耕作放棄地発生している地域が本当に農業に適さない地域なのかどうか考えたときに、すべて農業をやっていたところですから農業に適さない地域はないと思うんですね。そういう意味から、これから意欲のあるNPO法人等、そういう組織にリース方式、リース制度、リース特区制度、こういうものを積極的に展開していくべきだと思いますけれども、リース特区制度についてどうこれから法案の中にも位置付けていかれるのか、お考えを伺っておきたいと思ひます。

○政府参考人(須賀田菊仁君) リース特区制度、耕作放棄地等の多い地域におきまして、株式会社等が市町村と協定を結んで農業に参入するという仕組みで平成十五年にスタートをしております。昨年の十月時点で全国で六十八法人が営農を行っております。

私も、昨年に調査をしたところ、当初懸念をしておりました地域とのトラブルというような弊害、特にございませんでしたので、今般、農業経営基盤強化促進法に取り組みという措置をしたわけでございまして。その取り組みの際にも、リース特区制度と同様に協定締結の義務付け、弊害を防止するための十分な担保措置、あるいは市町村長がそういう区域を決めるときにいろいろ農業団体の意見を聴くということで、農業関係の例えば担

い手と取り合いになるといったような事態を防止するための措置も盛り込みまして、今般、リース特区制度を改善しながら制度化をしたわけでございます。

今後、だれも受け手のないようなところでの耕作放棄地の発生予防といった面で期待ができるのではないかとこのように思っているところでございまして。

○小泉昭男君 単にリース方式で言葉で対処できない複雑なものがあらうかと思ひます。

私は、都市農業、改めて申し上げますけれども、都市農業は大変厳しい中にもございましてけれども、今、日本の農業のほとんどが兼業農家だと思ひます。こういう中で、お互いに土地を例えれば耕作しないから貸しますよと言っても、道路を挟んでいたり山の傾斜の反対側だったり、いろんな意味でなかなか難しいということは今まで各委員からも御指摘があったとおりでございます。

私は、あえてここで都市農業にシフトをさせていたでいて、少し御意見いただきたいと思ひます。北海道のような農業ばかりじゃないということですね。(発言する者あり) 失礼いたしました。こういう中で、都市農業が抱えている問題の中で、ただ、都市農業の利点といひますと、生活者の中に、消費者の中にあるということでありまして、そういう部分からこれから、一番マーケティングの本質であります、欲しいものを欲しいときに欲しいだけ気持ちよくというものがこれマーケティングの本質でありますから、こういう消費地の中にある立地を生かしてこれからやっていくべきだなと、こういうふうに思ひます。

これから集落営農経営、農業経営を無理強いせずに、現状を生かして更に生産性を上げていく方法、集落農業に進む方法、これは都市化した中の農業支援、これらについてお考えがありましたら伺っております。

○政府参考人(須賀田菊仁君) おっしゃられますように、都市的地域、土地条件には必ずしも十分恵まれていないと、混住化が進んでいる、農地と

宅地が混在化しているということで、農村地域のように農地の利用集積策というのが同様に考えられない地域がございます。

ただ、都市農業、考えてみますと、すぐ近くに大きな消費市場があるという強みもあるわけでございます。消費地に非常に近いというそういうところを生かしながら、一つは、生鮮野菜あるいは花卉といったような高付加価値農業に取り組んでいただく、それから、消費者とか生協といったところのいわゆる産直というんでしょうか、こういうものを中心とした経営を行っていただく、さらには、ニーズが高いと思われる市民農園、体験農業、こういったものの活用ということも考えられるということ、様々な工夫を凝らしていただきながら力強い農業を営んでいただきたいというふうに思っております。そのことは今般の基本計画の中にも書いてあるわけでございます。

私も、新鮮、安全な農産物の供給、あるいは触れ合い交流等に必要の基盤整備、直売所の設置といったものの支援等について政策を講じておりまして、今後とも支援に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○小泉昭男君 市民農園のお話出ました。大変都市農業も元気な姿を見ておりますので、これからいろいろ御指導いただきたいと思っております。

農業生産法人について御質問の通告しておきましたけれども、これは次の機会にさせていただきますと思います。

市民農園の展開、今日のこれはどこの新聞とは申しませんが、こういうふうな記事が載っていました。これは、わざわざ出掛けていて市民農園をやっているところ、また近くに、神奈川県平塚市と出ていますけれども、ここで市民農園をやっている、こういう記事がだんだん載り始めてきましたので、大分市民農園に対する理解が深まってきたんだと、こういうふうに思います。

最後に、大臣にひとつ、お礼を申し上げますが、今後の御協力、御指導いただきたいと思いますが、栃木県の大平町のグリーンステージ大平、農林水産大臣賞をいただきました。本当に激励いただきましたこと、感謝申し上げます。

もう御案内のとおり、一万坪の土地を取得して三千坪の温室建てて、そして大変効率のいい仕事をされておるんですけれども、三千坪でトマトだけで一億五千万売っているんですね。物すごい単位面積当たりの売上げ持っているんです。こういう農家をきちっと見ていただいて激励いただいたことに感謝を申し上げます、こういうふうに思います。

これから日本がどうなっていくか。私は先日中国に入りまして、その傍ら、中国の農業を見てまいりました。少し拝見もしました。しかし、日本とは比べ物にならないような状況でございます。これから厳しい食料の確保合戦が世界じゅうで始まってしまふんじゃないかと、こんな危機感も抱きました。

こういう中で、大臣として大変な業務の中での御仕事だと思いますけれども、昔、土農工商と言われたんですね。農業が二番目に重要なんだと言われたんですねけれども、その位置は私は変わっていないんじゃないかなと思うんです。今、農業者に必要なのは、大臣を始めとした御関係の方々の激励が極めて大きなものになるわけでありまして、これからもそういうふうにお願ひ申し上げます、こういうふうに思います。

先ほどお話ししましたグリーンステージ大平は、熟し切ったトマトはトマトソースに作っているんですね。それで、青く摘果したトマトもトマトソースに加工してやっています。まあこういう農業もあるということで、これから日本全国、農業がもっと活発になるように、大臣始め御関係の皆さん方の御奮闘を心から御期待申し上げます。質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○小川勝也君 民主党・新緑風会の小川勝也でございます。

二法一括審議ということになって、私の主な担当は後者の法律案、市民農園に関する法律案であります。冒頭、私の思いを述べさせていただきますと思います。

耕作放棄地がどんどん増えてまいりまして、これをどうするかというのは大変大きな課題だろうというふうに思います。様々な手段を講じておられることには一定の評価をいたしますけれども、この今の現状と未来を見詰めますと、このまま今の施策で、あるいはこの法律が通ってから本当に私たちの国の農業は安心になるのか、大変ほど遠い状況だろうというふうに、我々は共通の認識を持たなきゃいけないだろうというふうに思います。

死んだ子の年を数えてもしようがないわけですが、まず日本の農業がどうしてこうなってしまったのかということ、私なりの考えを申し上げておきたいというふうに思います。

一つは、経済原則、市場原理に組み込まれてしまったことであります。これは当然のことながら、グローバル化に対応して外国の農産物との価格競争を余儀なくされたということ、これが一点であります。

そのこととリンクいたしますけれども、我々のこの国は農業国家でありました。農耕民族であります。国民の大多数が農業に従事していた国から、急速に変化を遂げて、今、農業従事者のパーセンテージは百分台。そういうこの状況の中で、農業も効率化を求められ、たくさん農地を耕さなければ、あるいはたくさん付加価値を取らなければ農業経営が成り立たないという、そういう状況に追い込まれました。条件の悪い地域、いわゆる条件不利地域あるいは中山間地の耕作放棄された、こう点々とばらばらになったその耕作放棄地を集積しても、効率的な農業経営はこれ難しいだろうというふうに思います。

ついでに一定の評価をいたしますけれども、抜本的な解決にはならないだろうということをまず申し上げておきたいというふうに思います。

この問題については後ほどまたやり取りをさせていただきますと思いますが、割り当てられなかった市民農園に関する法律案について、若干の質問をさせていただきます。

実は、私も埼玉県の東松山市、私の家内の実家ですが、おばあちゃんが作っておりました畑、約十五坪、これは私がおばあちゃんが亡くなった後受け継がせていただいた、正に年に何回かしかならない粗放家庭菜園でありますけれども、一定の成果を上げております。

これは、まあ自慢話をするわけではありませんが、先ほど私たちは農耕民族だということに申し上げました。どこかに土に触れたい、土に返る、これは死んだときのことでありますけれども、土に触れたい、そして何かを育てたいという欲求はみんなにあるんじゃないかなというふうに思います。

今も、小泉委員から紹介がありましたように、大変熱が高くなってきているだろうというふうに思います。市民農園それから農地付き別荘、クラインガルテン、様々な手法、それからファームイン、いろいろな手法で、実は私たちの国は、農地法で農地を持つという要件は大変高いハードルが設定されているわけでありまして、実はそこでありきりめ切れずに、何とかして自分も耕したい、収穫をしたい、そういう人たちの声にだんだんこたえられる世の中になってきているということは大変好ましいことだろうというふうに思います。

私も自分で収穫する喜び、これで何が分かるかといいますが、私が育てたネギは一本三百円でも売りたい。手間と愛が込められているわけでありまして。ところが、農家の皆さんに聞くと、大変、機械化もされていきますけれども、安い価格で出荷せざるを得ないのが農産物であります。本当に農家の方々が御苦労されておられるのに、こんな安い価格で我々買って申し訳ないというのが

私の実感であります。米も野菜ももっとも高く
いていいというのが私の実感であります。

まあそんなことも含めて、よく御飯を残しちゃ
いけない、このお米一粒には七人の神様がいるん
だよというふうには、大昔の話ですね、これは。最
近の給食は食べたくないものは残さないと言われ
るそうではありますが、やはりどういふふうには農
産物ができるのかということ、これをやっぱり身
をもって体験するということは非常に大事なこと
だろうというふうに思います。そんな中で、次代
を担う子供たちこそがそんな体験をしたら僕はす
てきだなというふうに思います。

実は恥ずかしながら、私が生まれたのは農村地
帯でありまして、実家は鉄工所、かじ屋でありま
して、家のすぐ裏は田んぼでありました。しかし
ながら、稲刈り、田植の経験をしたのは三十代に
なつてからであります。そんな農村に育つた子供
でさえも稲刈りも田植もできない、そんな子供た
ちばかりが日本を背負っていつていいのか。

まあ暴言というか、とつぱな提案というふう
に言われるかもしれませんが、すべての国民
が田植、稲刈りを経験して大人になる、これはい
わゆる農業国家としての日本の成り立ち、これを
考えたときにあつてしかるべき話だろうという
ふうに私は思うわけですが、この市民農園
を拡大した形で学校農園を持つてい学校もたく
さんありますし、この法律によつて、地域の方々
やボランティアの方々と連携によつて子供たち
のためのいわゆる田畑があつてもいいんじゃない
かと、こういうふうには思うわけがあります。

子供たちが農業を体験して大人になつた方がい
い、この私の感想に對しましての農林水産省の方
からの御感想をいただければと思います。

○国務大臣(島村宜伸君) 全く同感でございま
す。たまたま今そちらに学童の方が国会見学に見
えておられますが、この方たちもこの話をかみし
めていただいたら同じお考えを持つていただい
しょうか。また、教育もそうあるべきなんだろう
と思います。

また、同時に、農業が果たしている役割をと
すれば農産物だけにこうとらわれがちであります
が、とんでもない話でございまして、山また山の
日本の国、この自然を守り、そして言わば地方も
都会も共に健全な生活をするとなれば、農業あ
るいは林業ですね、こういうものの存在がなけれ
ば健全性は維持できないわけでございます。

多言をすることはかえつて遠慮を申し上げます
が、少なくとも農業あるいは林業の果たす多面的機
能、これは私たち都会の生活者においても全く忘
れてはならない大変なものでございまして、実は
私のところは日本橋から直線距離でいいますと十
キロから十五キロぐらいのところに入る江戸川区
というところでございまして。さはさりながら、私
が子供のころには農地がたくさんあつた地域でも
ございまして。今でも都市農業があつてセロリ日本
一などと言う人もいるわけですが。

さはさりながら、やはり今は農業がいろんな意
味でだんだん押されまくつていっているわけござい
ますけれども、我々は単においしいものを食べるこ
とにきゆうきゆうとするのでなくて、これを作る
生産者の立場、この生産者がいかに成り立つてい
くかということに対する理解、さらにはまた、御
指摘のありましたように、米一粒を作るためにど
れだけの苦勞が伴つていものか、そういったこ
とも手を汚さず考えるのでなくて、この市民農
園あるいは学童農園、あるいは現実に農業に加
わつてその苦勞をとにもするというのも非常に
意義のあることだと思ひますし、私はたまたま文
部大臣も経験しましたが、教育の場にもっと大き
く持ち込まれるべきだということ、今、文部科
学省ともいろいろ提携しながら、これについて、
言わば農業体験学習については、学校教育の場
に連携してこれを導入しよう、そういうこともし
ていところとございまして、御意見は多と
し、これを是非積極的に取り入れたいと、こう考
えます。

○小川勝也君 元文部大臣からこういう御答弁を
いただいたところで、文科省からも今日来ていた
だきましたので、今までの取組もあつたろうとい
うふうに思います。で、この重要性については否
定を多分されないうというふうには思ひます
し、この法律が通るといふ前提で、今後どうい
うことが想定されるのか、あるいは取り組んでい
うとお考えになつておられるのか、あるいは文科
省と農水省の連携はうまくいっているのか、これ
からはどういふ連携をしていこうとするのか、ま
とめて文科省の方から御意見を伺いたいと思ひま
す。

○政府参考人(西原昇君) お答えいたします。
子供たちが田植や稲刈りなど農業体験を行うこ
とは、自然と人間のかかわりについて学び、豊か
な人間性をはぐくむ上で極めて意義のあることと
考えております。

現行の学習指導要領におきましても、総合的な
学習の時間や特別活動で体験的な学習、勤勞生
産、奉仕の行事などが位置付けられており、平成
十五年度、抽出調査でございしますが、小学校で七
九・二％の学校で農業体験学習が実施されてい
るところでございまして。具体的には、田植を行う、
あるいは田植だけでなく夏の草取りから秋の稲刈
りまですべての米作りを行うなどの取組のほか、
芋作りや野菜作りなど、様々な農作物の農業体験
学習が行われているところでございまして。

私どもといたしましては、これまでも農林水産
省さんと連携をいたしまして、例えば子供の農
業・農村体験を進めるパンフレットを作成いたし
まして全国の小中学校等に配付するというような
取組を行つてきたところでございしますが、今後と
も、農林水産省と連携しながら、多くの学校で農
業体験学習が行われ、日本の農業の重要性、農家
の方の御苦勞や喜びを実感できるような教育の充
実に努めてまいりたいと考えております。

○小川勝也君 しっかりと取り組んでいただければ
というふうに思ひます。
教室にばかりいると子供たちは飽きますので、
そういう非日常というのは非常に人気がある
んだらうというふうに想像するところでありま

す。昨今、青少年も来ておられて申し訳ありませ
んが、子供たちの体力が弱まっている、それから
忍耐力がなくなつてい、様々な青少年教育をめ
ぐる懸念が露呈をしておることとございまして。農
業体験は、一石二鳥どころか、三鳥、四鳥、五
鳥、六鳥ぐらい私は有意義なことだろうというふ
うに思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひ
ます。

農地は本来食料生産に供されるべき土地であり
ます。しかしながら、ほかにもたくさんさんの機能
がございまして。特にその農地の最大の価値を発揮
できるのは水田だろうというふうに思ひます。

水田は、かつては、私が子供のころまでは、ド
ジョウがいてタニシがいて、そしていいところは
蛸がいて、横の水路にはフナがいて、最近ではな
かないないんだらうというふうに思ひます。一
部、いいところに行きますとメダカも泳いでいま
すけれども、田んぼというのは実はそういうところ
ろだったんですね。厳密に言つと、農業の使用や
化学肥料の使用もありますけれども、水を抜いて
しまふというのが、これは今生物的には悪いんだ
らうであります。

で、その水田の持つ多面的機能を農水省は評価
しているのか、しっかりと評価して試算もしてパン
フレットも出してアピールしていきまうというふう
にお答えが返つてきたわけですが、どうも
アピールが弱いなというふうには思ひますが、得ませ
ん。ここはやつぱり環境省とひとつ連携をして、
水田の持つ多面的な機能を更にアピールをしてい
ただくために、環境省側から、ちよつと水田の
持つ多面的な機能について一言アピールをまづい
ただきたいと思ひます。

○政府参考人(福井雅輝君) 水田は、長年にわた
る稲作の営みを通じて、メダカやドジョウ、
それから昆虫、小動物、貴重な生息環境を提供し
てきたところでございまして。

水田を含みます我が国の里地里山は国土面積の
約四割を占めておりますが、絶滅危惧種が集中し
ている地域というものをカウントしていきま

と、約五割が里地里山に分布しておりまして、生物多様性保全の観点から、そうした里地里山は非常に重要であると認識しております。同時に、水田は、良好な農村景観を形成し、また水源の涵養機能を果たしてきたものと認識しております。

環境省としては、こういった水田が持つ多面的な環境保全機能が十分に発揮されますよう、今後とも農林水産省と連携協力してまいりたいと思います。

なお、農林水産省とは、田んぼの生き物調査というところで、どういうふうに戻ってきているかというのを一緒に調査をしているところでございます。

○小川勝也君 先ほど申し上げましたように、すべての水田がこの生き物のふるさとなることになるかどうかという、いろんな制約があるようであり

ます。

今の現存する米を作る田んぼは米の生産が主でありまして、やはり効率化の流れにさお差すわけにはまいりません。ですので、やはり最新の稲作手法を取り入れ、そして全国で見られますように、側溝にはコンクリートが用いられ、あるいは必要のないときには水を落とすという。しかしながら、かつての生き物と呼び戻すために御苦

勞をされている方々もおられます。例えば水田ビオトープ、これ田んぼのビオトープと言うんですけれども、わざわざ昔ながらの側溝にし、水の出し入れに注意をし、そして農薬が混入しないように注意をし、生き物をどんどん増えさせるのを待つ、あるいはちょっと隣から連れてくる、こんなことで環境を復元するという試みであります。

残念ながら、先ほど申し上げましたように、耕作放棄地あるいは休耕田の中では、今回の様なリースの法律ができて、どうしてもその効率化の波に乗り遅れて耕作できないという農地や水田跡があるんだらうというふうに思います。これを思い切って子供たちに生き物を見せるための田んぼにする、これもすばらしい取組だろうという

ふうに私は思うわけであります。

当然のことながら、農地の最大の目的はいわゆる農産物を取ることであります。この水田ビオトープからも米が当然取れるわけであります。そういった分野にも今回のこの法律改正、弾力的に運用していただいて、全国の中で、子供たちに田んぼの生き物を見せたい、あるいは子供たちのためにずっと営が飛ぶふるさとを残したいという人たちに對しても恩恵のある法律であってほしいと私は思うわけであります。

今回のこの法律改正とこの水田ビオトープ、どういうふうな位置付けられておられるのか、取りあえず農水省の方からお話を聞かしていただきたいと思ひます。

○政府参考人(山村秀三郎君) ビオトープについてのお尋ねでございます。

今、委員も御説明ございましたとおり、豊かな田園環境、これは単に、田んぼがもちろん基本になりますけれども、生態系でありますとか景観でありますとか、また今までに培われた文化、こういうものが総合的に発揮されるということで、正に国民共通の財産として今後保全、形成をしていかなくちやいけないということとは私どもも共通の認識を持っておりますのでございます。

そして、私ども、そういう意味での総合的な整備が必要だということで、実は今回の法律の前に土地改良法の改正をしております、その中で環境との調和ということをも文化したわけでございます。そして、これをまた裏付けるということで、土地改良事業の前提として田園環境整備マスタープランというのを各市町村が作っていただくということにいたしました。その中で、例えば生態系に配慮したため池を整備するだとか生態系に配慮した水路を整備するといったようなこともきちんと位置付けをして、そして全体像を描いた上で個々の事業をやっていくと、そういうシステムに変えたところでございます。

そして、現実の予算的な裏付けといたしまして、こういった土地改良事業のほかにも、今回は

元氣な地域づくり交付金という形で一本化したしましたけれども、その中でもしっかりとそのメニューとして田園自然環境保全整備というのをやっておりまして、その中でビオトープ、これもちゃんと取り組んでいただける、そしてそれを支援していくと、こういう形にしていきたいと思ひます。

○小川勝也君 一定の予算を付けてやっていただいていることは多とするわけですが、今私が期待をしておりますのは、そのハード面じゃなくてソフト面なんです。例えば、地域のNGOとかPTA団体とかお父さん方のサークルで、子供たちのためにえんやこらスコップを担いで、自分たちでそういう田んぼビオトープを造ってやろうかといったときに、地域の農業委員会とかJAとかにアクセスしやすいように、そしてその農業委員会やあるいはJAが今回の法律を始めとした様々な法令に照らし合わせて、じゃ貸してあげましょう、使つていいですよというふうに言えるように、アクセスできるようにしていただきたいというのが私の思いでございます。

まず、環境省の方から、そういった動きがあるのかどうか、農水省と連携をこれから取っていくのかどうか、ちょっとお尋ねをしておきたいと思ひます。

○政府参考人(福井雅輝君) お答えいたします。環境省としては、多様な生き物の生息空間としてビオトープは非常に重要だと考えております。これまで全国の都市近郊や里地里山におけるモデル的なビオトープ造りを支援してきたところでございます。農地である田んぼのビオトープ推進については、生物多様性保全の観点から極めて有意義であり、重要な課題だというふうに認識しております。今後の推進方策については、農林水産省

と連携しながら、環境省としてどういうことができるか、積極的に検討したいと思ひます。

なお、宮城県は無栗沼の周辺の水田におきましては、冬の間に水を張り、ビオトープ化していると承知しております。多くの生き物の生息の場を確保するとともに、冬季に飛来するマガンのえさ場として機能させるといふ取組、これが農林水産省、環境省、それから地方自治体、NPOの協力の下に進められておりまして、今後の活用策を考える参考事例となるのではないかと考えている次第でございます。

○小川勝也君 そういった、例えば先ほど申し上げましたような独自の取組をしたい人たちにしっかりとアクセスをしていただきたいと思います。もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

○政府参考人(山村秀三郎君) 先ほどはちょっとハード面を中心に御説明をいたしました。が、もちろん、おっしゃるとおり、ソフト面が非常に重要でございます。先ほど環境省の方からも申されましたように、田んぼの生き物調査、これはいろんなその地域の方あるいは小学生、そういうものを巻き込んでいいますか取り込んで、一緒に調査をしておりますので、それ自体が非常にそういう機運を盛り上げるのに役立っていると思っております。それからまた、私どもの関連団体で田んぼの学校という運動もやっておりますし、それは私ども側面的に支援をしております。

それから、先ほど言いました元氣な地域づくり交付金の中の田園自然環境保全・再生支援というのがあります。その中でもソフトも組み込んでおりまして、そういう組織化でありますとか体制づくりとか、いろんなその取組に対する啓蒙といひますか知識の共有とか、そういうこともやっておりますところでございます。今後とも、これは大事な話だと思ひますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思ひます。

○小川勝也君 ありがとうございます。

この二法の審議のために勝沼に行つてまいりまして、ブドウ栽培からワイン造りということで、

ちよつと哲学的な質問になるかもしれないけれども、農地はだれのものなんでしょうか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 土地制度をさかのぼりますと大変長い歴史があるわけでございます。

これ 私的な所有権確立いたしましたのはたしか明治時代になってから、農民のものだというふうになりまして、その後、商業資本が入ってまいりまして、資本主義経済が発達して商業資本が入ってきまして、没落する農民層が増えて、小作人がずつと増えてくると。で、戦後、農地改革に

○小川勝也君 いや、須賀田教授からしつかり御講義をいただいたんですが、いまいち分からないですね。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 農地改革、昭和二十一年に行われました。当時の経済社会情勢、戦後のことでございまして、引き揚げられた方々が五、六百万人起きたということで人口が急激に増えた。それから、外からの輸入、移入が、食料、戦前ありました。そういうものがなくなつたということで、雇用の確保という問題と食糧の確保という問題が戦後復興と並びまして国是とされていたわけでございます。

私申し上げました、戦後復興、食糧の確保、雇用の安定、こういうことで必要不可欠の改革ではなかつたかということで、その後の経済社会の安定に大きく寄与したというふうに思っております。

ただ、今から振り返りますと、その農地改革のために我が国の農地の所有形態が零細である、あるいは分散錯雑という方々に小さく飛び散つた、こういう我が国の農地所有形態の要因になつてしまつたと。その後、高度経済成長がございまして、資産価値が高まるということでなかなか離農農家は進むけど跡地が担い手に集積されない、兼業化というものが進んだということで、四苦八苦してゐると、正直言いまして農政は、という状況になつてゐたというふうに振り返ると思つております。

ですから、安易に通過点としてこの法律をすつと通していいのかと、僕は大きな疑問を持っています。自作農主義をやめて戦前の資本主義に戻ってもいいということであれば、私はこの法案賛成にしてもいいけれども、そのクリアになっていないという部分がずっと残っているじゃないですか。もつと言うと、経済、市場が農業に入り込んでまいりました。先ほど小泉先生が栃木県の、私に

北海道では府県に比べて大変大きな耕地面積で農業を営んでいます。委員長の地元では三十ヘクタール、四十ヘクタールは当たり前、六十、七十、八十、こういう農家が家族経営でやっておられます。これ、いいか悪いかは別とします。水田はどうか。この間の委員会でももう米農家が食っていけないよという話をさせていただきましたが、農水省は今度の構想では、北海道の水田農家は二十四ヘクタールから二十六ヘクタールが適地ですよ、適当な面積ですよと言う。こんなことでイタチごっこをしていたら、日本の農業はほとんどんどんその農業者人口を失っていくということになるんじゃないでしょうか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) たくさんのお聞きでございます。

いわゆる自作農主義といひますのは、農地を自ら所有して耕作を行つてその成果を享受する、これは地代負担もございませぬし、収益性の低い農業に最もふさわしいものだ、という考え方、農地は自分で所有をして、そして耕作をするんだ、これが最もふさわしいという考え方でございます。ずっと戦後この考え方でまいりました。

ところが、昭和四十五年でございまして。農業技術、進歩をいたしまして、地代を支払つても高生産性農業を展開し得る可能性が出てきたということ、現実問題として地価が高騰をいたしまして農地に資産的保有傾向が出てきたということ、所有権の移転というのが望めないと、こういうことでこの四十五年から借地による経営規模拡大を図つていこうと、適正な地代水準であれば十分収益が上げられるというふうなことで、四十五年以降、借地による経営規模拡大ということを志向を始めたわけでございまして。そういうことで、借地というものをいかに進めていくかに腐心をしてきたということでございます。

この問題と雇用労働の問題はまた別問題だろうというふうに思つております。雇用労働といひますのは、収益力との兼ね合いにおきまして雇用をして農業をして収益を上げていくということ、ございまして、自作農主義の下でも収益力との兼ね合いで雇用労働を用いることを禁じていたわけではないわけでございます。また、農業生産法人というのはそういう自作農の人たちの共同体ということ、その延長線上というものとして位置付けられてきたということでございまして、収益力もないのに雇用をするということはず考へられないわけでございますので、雇用の問題は収益力との関係で考へていくべき問題であらうというふうに思つております。

このリースはまた別の問題、耕作放棄地との関係でございますので、これは別の問題といたしまして、後段の企業的な大規模経営、このコスト低減、これが家族経営にしわ寄せされてくるんじゃないかという問題でございます。

これは、やはりお考えいただきたいのは、農業も産業でございます、全般的に効率化が求められているわけでございます。今後、国際化が好むと好まざるにかかわらず一層進展をしていく、これは避け難い。それから、我が国経済社会全体に構造改革が求められているというふうな状況を考えますと、やはり企業の経営、家族経営を問わず、生産性の向上、コスト低減といった努力が必要だというふうに思つております。

ただ、その具体的なやり方、土地資源に恵まれているようなところでは規模を拡大して、そういうことによつてコスト低減を図ることが可能でございまして、逆に土地資源に恵まれないようなところ、これは土地集約型の高付加価値農業、有機だとか、あるいは施設型だとか、花卉だとか、あるいは加工分野も取り入れたような経営の多角化、こういう様々な選択肢があるのではないかと。そういう置かれた条件の下で、その経営にふさわしい手法でコスト低減をされていくということが望ましいんじゃないか。

いづれにしても、やはりコスト低減努力というのは今後農業を継続する上で避けて通れない課題ではないかというふうに思つております。

○小川勝也君 際限なく家族経営農業者をいじめていくという話じゃないの、それは。この言い方は著しく紙委員に近いけれども、どんどんどんどんコスト削減されていってやつていけない農家が増えていくんでしよう、そして今の農業者人口に落としてきたんじゃないの。いいんですか、それで、まだまだどんどん減らして、農業者の人口を。

リースもできますよ、家族経営は圧迫されてますよ、担い手後継者はいませぬよ、おじいちゃん、おばあちゃんはやめていきますよ。大体、じゃ法人のあるいは企業のリース契約の農地が増えていくじゃないの。本当にそんなことを考へているんですか、農水省は。農家を守るのが農水省かと思つていたよ。駄目だよ、そんなんじゃない。きちんと家族経営が成り立つ、その政策を組み立て

ていかなないと農林水産省の意味はないんだよ。通産省にやらせればいいじゃないか、全部。そういうことを言うなら、産業つて言うなら。そういうことじゃ駄目なんだ。きちつと、私たちの国は農耕民族として戦前まではみんな農業に従事していたんですということを大事にしながら世界と付き合う、そして食料生産には最大の配慮をする、自給率は上げていく、その前提で調和の取れた農政を推進してもらわないと。今の答弁じゃ到底納得できないというふうに思う。

リースは四十五年に、苦しいから云々という話もありました。じゃ、いつまでリースできるんですか、そのリースしている農地は。何代にもわたつて永久に大丈夫なんですか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 民法によりまして、賃貸借の最大は約二十年、たしか二十年でございます。

先ほど、その前に先生おっしゃられました。議論がお上手なので、そういう面から見られると私の議論もそうなるんですけれども、その先生の議論でいきますと、農業というのはやっぱり普通の工業と違ひまして自然条件に左右されますし、一年一作でございまして、それはもう特徴があるわけです。私も提案しているのも、コストが価格を上回っている、そういうようなところについては直接支払しようじゃないかというところのことをやっておりますので、農業の特徴にに応じた政策は当然必要なのでございまして。ただ、コスト低減努力、要らないのかといひますと、それは必要ですよということを私は言いたかつたわけでございます。

リースの問題は、民法原則だと最大二十年までということでございます。これは考へ方が、所有者の方にもいろいろ事情がございまして、余り長い期間を取るといふのは良くないでしようし、当事者間で賃貸借契約の期限というのは決めるということになっております。大体五年とか七年とかといふのが多いんじゃないかというふうに思つております。その期限が来たときに更に更新

していくというようなことが取られているようでございます。

○小川勝也君 一つ議論をかわしておられるんじゃないかと思ひますが。

それ、二十年でも七年でも更新は可能なんですよ。ということは、おじいちゃん、おばあちゃんが二人で農業をやつていました。息子は東京にいます。当然、民法にのつとつて、相続法に準じて所有者が移転します。条件不利で地代は稼げないかもしれないけれども、そのいわゆる農地は代々、無限に相続が可能なのか、こういう質問をしたわけでありまして。だから、相続が何代にもわたつて可能であれば、リース契約の更新も可能なわけですよ。ということは、先ほど申し上げました不在地主と、収益率はともかくとして、同じような状況になるんじゃないかというふうに私は申し上げているのであります。そのことについてお答えをいただきたい。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 農地の相続は、民法原則に基づきまして、農地が相続財産にあります限り、次から次、起こつてき得るものでございまして。原則には均分相続というふうになっておりますけれども、農家の実態においては相続放棄等を活用しながら特定の一人に相続させるというようなことも間々行われているということでございます。その農地に賃借権が設定されておれば、そのままその状態で相続をされるということになるんじゃないかというふうには思つております。

○小川勝也君 議論がみ合つていないんですけれども。

農地には様々な法律的な恩典が与えられていると思ひます。それはいわゆる農作物を作つて国民の利益に供しているということ、あるいは耕作をするという、これ原則が付いているんだらうというふうに思ひます。耕作をしない農地をずっと所有して相続をし続けるというこの現状に無理はないのか、矛盾はないのかというのを問うているわけでありまして。そのことが続けば、利益になるか大金持ちになるかは別として、戦前の不在地

主と同じ状況なんじゃないでしょうかというのが私の問いであります。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 何の努力もないのに相続をして、その状況で小作料収入を得ていくというのがいいのかというお尋ねのように思っております。

正直言って、私も心情的にはそれは良くないというふうに思いますけれども、今の私有財産権制度の下で相続制度があつて、それで、そういう私有財産は相続人に相続させていくんだということになれば、良いか良くないかといえは良くないとは思いますが、そのところはまたやむを得ない面があるんじゃないかというふうには、無理に所有権を取り上げるとか、そういうのは今の制度の下でなかなか難しいんじゃないかというふうには現実に感じております。

○委員長(中川義雄君) ちよつと待つて下さい。

質問では、それが実質的に戦前の不在地主と同じではないかという大事な質問がありますから、その点について分かりやすく答弁していただきたいと思ひます。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 不在地主といふのは、その市町村にいない状況のまま地主化する。その不在地主は、農地改革の際にすべて小作地は国家が買取をいたしまして小作人に売り渡したと、こういう農地改革になったわけでございます。現実的な状況としては、その不在地主と同じような状況が招来をされているわけでございます。

○小川勝也君 残念ながら、難しいことも、ずっと苦労されてきたことも分かつていて質問させていただきます。

私は、森林のときにも同じような質問をさせていただきました。それは、いわゆる下草も刈らないで、周りはいかにしているのにそこだけぼうぼうにしている林家は、それは一定の条件を付けて、いわゆる公社あるいは市町村が預かつてしまふ、取り上げてしまふような法律を作つたらどうかというのを申し上げたと同じように、農地というのは耕作してしかるべきなんでありまして、御案内のように、私たちの国は農業者になるための資格要件というのは大変厳しいです。ハードルが高い。私がやりたいと思つてもなかなかできないんです。それをたまたま先祖が農家だつたからということで農地を持てるということに、逆差別になつちゃうんじゃないですか。それは、郵便局でさえ民営化するぐらいの世の中なんで、民法改正が必要ならそれも含めて研究ぐらいたらどうでしょうか。

私たちの国は、この狭い国土の中にもすばらしい、農地に適したこれだけの土地があるので、効率的に食料生産ができて農業経営者の方が安定的に経営できるように世の中を指していくわけでありまして、それはタブーを乗り越えて研究をしていただくのが私は必要な時期が来ているんじゃないかなというふうに思ひます。

御案内のように、高齢化率が農村ではほとんど進んでまいります。売つても二束三文ですから、売らないです。農地は。売らないでほとんどみんな所有者が移転して、それが、いわゆるその同じ町に勤め人として住んでいるならまだいいんですけれども、ずっと離れたところにいるなんという、そういう状況がほとんどみんな増えていくことがもう想像できるわけです。だから、今この改正がいいか悪いかは別として、しっかりと、この農地ということ、今原点に立ち返つて、それは大宝律令から言つていただいたぐらゐの教授ですから、しっかりと、ずっとその歴

史やトラブルをかんがみて、現憲法と照らし合せて、憲法改正の議論も進んでいるようでありまして、本當にふさわしい農地をめぐる法律を考へてほしいんじゃないかなということを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○羽田雄一郎君 民主党・新緑風会の羽田雄一郎でございます。小川委員に引き続き質問をさせていただきます。我が党の教授は突つ込みが激しいものですから須賀田さんも大変だつたと思ひますけれども、私は柔らかに質問を続けさせていただきます。私思ひます。

〔委員長退席、理事若永浩美君着席〕

最初に申し上げたいことは、先ほど学童さんの方、生徒さんたちがその席に、傍聴席におられて議論を聞いておられて、今日聞いていただいた子供たち、この子たちの中から少しでも農業に携わつてくれる子が、またそういう指導者になつてくれる子が出ればいいなと思つておりましたし、いい議論を聞いていただいたんじゃないかというふうに感じていた次第であります。私も保育士の資格を持つて児童館で五年ほど勤めさせていただきまして。私も農業体験学習というものの大切さというのをずっと国会議員になつた当初から訴えさせていたでござります。

今、子供たちの中では大変悲惨な事件が起きております。情緒も不安定でありますし、将来への夢や希望を持ってない子供たちも増えている状況下の中で、やはり命の大切さや物の大切さ、そして刃物の使い方が今まるつきり違つてくるので使われているというのが現状ではないかと。本當の使い方をしてしっかりと子供の中に覚えてもらいたいし、高校生になるとアルバイトをするわけですね。そうすると、時間になるとどうしてもコンビニエンスストアなんかでは食材を捨てなければならぬ。これはもうルールですからしうがないうわけでありまして、もつたないなと思つて捨てるか、そして何も感じないで捨てるのかというの、これは大きな違いがあるわけでありま

そういう意味では、やはり幼稚園や保育園、そして小学校、中学校、また地域に戻つては児童館等々、いろんなところで農業体験、これがしっかりと子供たちの中でされるような、また機会が得られるような環境というものを我々はつくつてあげなければいけないんじゃないかなというふうに感じた次第であります。

そのことを申し上げながら、まず質問に移らせていただきますけれども、二十世紀というのは戦争の世紀であつたとよく言われております。二十世紀こそ平和の世紀にしたいんだということをだれでもが思つたはずでありますけれども、しかし、二〇〇一年には九・一一の米国での同時多発テロ、そしてその前日には日本でもBSEというやうな中で、世界の安心、安全、危機管理が見直しを迫られ、そして食への危機管理、予防への意識を問われているというのが今の現状ではないかと思つております。

二十一世紀中には砂漠化が進むと言われてる中で、中国なんかでも砂漠化が進むというふうに言われる。中村敦夫委員がいたときにはそのやうな議論が交わされたことを今思い出すわけですが、中国で飢饉の時代が来るかもしれないというふうに言われている中で、やはり食の安心、安全、国民の命を守ることから、食にやはり安全保障の観点というものを取り入れていかなければならぬんじゃないかと、こういうことを感じていた次第であります。しっかりと政策の中にそのことを打ち出していかねばならないというのを思つております。若永副大臣も、たしか衆議院の質疑の中で安全保障の観点を入れるべきだと、これが一番重要なんだという話を衆議院の議論でされているのを聞かせていただきました。私も同感でございます。

戦後の食糧難の時代から高度経済成長期を経て、確かに国民の食料事情、食生活は豊かになりました。飽食の時代になつたと言つても過言ではございません。しかし、それは日本の農業が目覚ましい発展を遂げたということではなくて、世界

一の農産物の輸入国になったからであります。私が生まれた昭和四十二年ごろにはカリリーベースで言えば七〇％ぐらいの自給率があったはずでありますけれども、今では自給率は四〇％にまで低下して、もうなかなか戻っていかないというような現状であります。輸入農産物は激増、国産農産物の価格は低迷、そして農業収入は伸び悩み、後継者は農業に未来を見いだせずに離農していくと。そして、農村地帯は高齢化、後継者不足は深刻な事態になっているのが現状ではないでしょうか。

しかし、食の安全、安心を確立して、国民の命を守る農業という誇りを持ち、世界の食料基地になるんだというような考え方を持てば、一番これから伸びる可能性のある、先ほど須賀田さんが産業と言われましたけれども、産業であるとも言えるのではないかと私は感じている次第であります。そのことを確かなものにするためにも、大臣には二十世紀農業の認識をしっかり持っていたらいい、もちろん、二度も農水大臣をされた重鎮でございますので、もちろんお持ちだと思えます。しかし、やはり失敗をしたところはしっかりと認めて、反省の上に、二十一世紀、これからの日本の農業の在り方についてしっかりと答えをいただきたいと思っております。よろしく願います。

○国務大臣(島村宜伸君) お答え申し上げます。

二十世紀農業について、なるほど反省もありまして、失敗も、なかったかと言えば、それはあったんだろうとは思いますが。しかし、私は、それぞれの時代を担われた農政の担当者は、委員の御尊父も含めて、やはり適時適切、その時点においてはこれがベターあるという御判断をなさって農政の展開をしてきたと、こう思います。

ただ、さはさりながら、やっぱり国内外の環境、情勢は大きく変化をしまいいまして、従前のように極東の島国ということで我が国の独自性を訴え、そして零細な農業を守って、これを皆さんの生業として頑張っていたと、そのためのい

ろいろな心の行き届いた施策を実践してきた時期もないではないんですけれども、その後、言わば国際環境一つ見ても大変大きく変わってきておりまして、実は私はこのゴールデンウィーク中ずっとフランスのパリにおりました。花のパリに一週間近くいいですねと、皆そう言いました。しかし、私はこれは厳しい気持ちでパリで過ごした経験を持っておりません。どういふことかといえ、正に今やボーダーレスの時代、国際分業の時代である。だから、その国の独自性なんて関係ないんだと。それで、それぞれの国が関税障壁その他で自分の国の独自性を守ろうなんというものが時代は終わって、正にWTOの精神にのっとる言わばこれからの国際農業の在り方、もういやでも応でもそれにイエスと言わざるを得ない環境の中で、もし我々が我が国の独自性を主張して、それを言い終えたときに、気が付いてみたら日本の国だけが取り残されて外されてしまっていたと、こういうことになりかねないくらい、昔の我々の農政に取り組んだ当時の常識が全く通用しないというものを嫌というほど痛感させられて、会議の結論にしっかりと我々の主張をしてきたところであり

事ほどさようでございますから、反省は常に人間の生活の中にはあって、初めて進歩があるわけですから、その確かな進歩への歩みの一つとしていろんな厳しい反省もあつてしかるべきだと思えますが、さはさりながら、むしろ時代の要請にどうこたえていくのかということを我々は大いに考えなきゃいけないんだと、こんなふうに思ったところでもあります。

そういう意味で、かつては輸入農産物からいかに国内の言わば農産物を、まあ農業というんですかね、を守るかということ、あるいはどのように入輸入を抑制して言わばこの守りをしっかりとものにすることがかつては常識でありましたけれども、現状はどうかという、もうそういう時代ではありませんで、農業は農業で、言わば他産業並みの自立できる農業、産業、こう

いう立場に置き換えていくことをやらざるを得ない環境にあるわけですから、私どもはあくまで、これからはやる気と能力のある、正に経営に対して前向きあるいは向上心に富んだ農業関係者にむしろ重点的にこれからの言わば支援を集中化、重点化したしまして、農産物のさらには海外への輸出とかバイオマスなどの言わば地域資源の積極的活用を含めてこれからの農政を展開していこうと考えているところで、俗に攻めの農政と申しておるところであります。

先般策定をいたしました食料・農業・農村基本計画、これ、いろんな方々の御発言や御意見を後で調べてみましても、かなり皆さんが同じ言わば意見に立って、これからの農業はいかにあるべきかということについては、最終の結論を見た後にも皆さん十分議論をし、自分たちの言うべきことは言い、それを盛り込むべきは盛り込んでこの策定に当たったということを自負しておられたことを私見て非常にうれしく思つたんでございますが、我々は、そういう御趣旨も含めて、新しい時代に、従前の常識にあぐらをかくのでなくて、積極的に取り組むという言わば発想で取り組んでいかなきゃいけないと、こう考えておるところでございます。

○羽田雄一郎君 ありがとうございます。自立、そしてやる気、能力のある農家が育っていくことが大切だと、こういう話でございすけれども、まだまだ日本の農業の中には、やはり攻めていくにはごまかしとかそういうのがあつてはならないと私は思つております。

しかし、魚沼産のコシヒカリ一つ見ても、魚沼という地域、あそこだけで今全国に流通しているもの、こんなにあるのかなという思いがあつたり、また松阪牛、いろんな、全国どこ行っても松阪牛と書いてありますけれども、本当にこんなに松阪で育った牛いるのかなという思い、こういう何かごまかしのような部分が残つていては世界に對して胸を張って攻めの農業というのはできないんじゃないかなということを感じている次第であ

りまして、そういう意味でも、品質に問題はないと思いますけれども、そして安心、安全だとは思いますが、少しのごまかしが世界につかれ部分になつてしまふという意味では、そういうこともしっかりと考えていかなければならないということを思つております。

次に、先日、我が党の松下委員が本会議で大臣に質問をさせていただきました。大臣答弁についてもう少し詳しく分かりやすく説明していただければと思います。食料・農業・農村基本計画についての中で食料自給率の向上に取り組んでいくと言われていたけれども、その一言で終わっておりまして、具体的にお答えいただければと思います。これは村上さんですか、お願いします。

○政府参考人(村上秀徳君) 自給率向上に向けた具体的な取組ということでございます。

基本的に、この自給率向上のためには、やっぱり農業の構造改革を進めて需要に応じた生産をしていくということと、それから消費面でも食生活の見直しということに関係者が取り組んでいくという、その生産面と消費面、両方の取組が不可欠だということに思つております。

そういうことで、消費面では分かりやすく実践的な食育を進めるといふことでフードガイドなどを策定しますし、それから地域の農業者と消費者を結び付ける地産地消を進めていきたいというふうに思つております。

また、生産面の方でございますけれども、担い手への農地の利用集積を進めるといふことでございまして、その需要に即した生産のための施策を推進するといふこと、そういうことを通じまして経営感覚に優れた担い手を育成するといふことで施策を集中化、重点化するといふこと、こういうことによつて需要に応じた生産がされて国内の農産物が選択されていくということが非常に重要かと思つております。このようなことを重点的に取り組むということで、そういう事項を明確化しまして、関係者一体となつて取り組んでいきたいというふうに思つております。

それから、その場合に施策の工程管理という考え方を新たに入れておまして、毎年そのチェックをしながら自給率向上の取組が迅速かつ着実に実施されるように進めていきたいというふうに思っております。

○羽田雄一郎君 今聞いていて思ったんですけれども、米の消費がどんどん落ちていくという中で、私の家は実はパンは食べちゃいけないというのが子供のころの決まりでして、子供のころパンは食べさせてもらえなかった。学校に行ったら給食でパンを食べていたというのが現状であります。給食はほとんどパンだったんですね、私が子供のころは。今徐々に変わっているようでありますけれども、私の母親なんかはハイカラでしたからパンが食べたかったようで、戸棚に隠して父親に見えないところでパンを食べているのを子供ながらたまに見ていたのが現状であります。私は家で朝と夜は米を食べてまいりました。ですから今でも米好きなんです、私の家内なんかを見てみると、子供に、簡単なんですよ、パンを食べさせている姿を朝見ております。

そういう意味では、やはり給食等でしっかりと米の給食というのを推進してもらいたいと思えますし、やはり日本は主食が米だということを胸を張って言えるような国になりたいなと私自身も思っておりますので、その点を付け加えさせていただきますかと思えます。

大臣は更に、食料自給率四五%の達成の前提となる消費、生産両面における課題の解決に向け、生産者、消費者、食品産業の事業者などのこういう関係者と一体となった取組を推進するというふうに言われましたが、具体的にどのようになっているのか、お答えいただきたいと思えます。

○政府参考人(村上市徳君) 先ほど申し上げましたとおり、この自給率目標の達成のために生産面とそれから消費面の取組が必要でありますし、これは関係者が一体となって問題解決に取り組むということが不可欠でございます。先ほど申しましたような、その消費面、生産面での重点的

組むべき事項というのを明確化して関係者の役割分担というのを明らかにしていく必要があるというふうに思っております。

そういう考え方の下に、政府や地方公共団体、それから農業団体、食品産業の事業者、それから消費者団体など関係者から成ります協議会を設立いたしております。四月二十六日に、大臣御出席の下、発足をいたしましたところでございます。その中で、毎年関係者ごとに主体的に取り組む内容、その目標を明らかにした行動計画というのを策定しようと思っております。その達成状況の検証をしながらその結果を翌年以降の行動計画に反映させるという形で毎年行っていくというふうな形に思っております。そういう形で施策の工程管理というところを実施していきたい。そういうことによつて自給率の向上が迅速かつ着実に実施されるようにやっていきたいというふうに思っております。

○羽田雄一郎君 そして、食の安全と消費者の信頼確保を図るということも言われておりました。今、BSE、そしてまた偽装表示、またいろいろな形でなかなか消費者の食への信頼確保というのが難しい状況、また信頼が得られていないような状況下の中でどのようにしていくおつもりなのか、具体的ににお答えいただきたいと思えます。

〔理事若水浩美君退席、委員長着席〕
○政府参考人(中川坦君) 食の安全、それから消費者の信頼確保のための具体的な政策はどうかというお尋ねでございます。

まず、安全の確保のための具体的な施策でございますけれども、やはり一番基本になるのは、リスク分析の考え方に基きまして、食品が製造されます生産段階から消費者の手に届くまでの各段階においてきちっとした対策が取られることが一番大事だというふうに思えます。

もう少し具体的に申し上げますと、まず生産段階では、肥料、農薬あるいはえさといった様々な生産資材がきちっとした使用基準に基づいて適切に使用されているということに基づき確保していく

必要がございます。それからまた、細菌ですとかカビ毒とかいろいろございますけれども、あるいは家畜の飼養に当たっては衛生的な飼育をきちっとやっていくと、そういう取組、それから適正な農業規範、GAPといえますけれども、こういったものを実践することによつて様々なリスクを減らしていくという取組、これから力を入れていく必要があるというふうに思っております。

それから、二点目の信頼の確保でございますが、やはり一つは消費者の方々が食品を選択する際によりどころになるのが食品の表示でありますので、これを国あるいは地方公共団体が監視をきちっとしていくことを通じまして食品表示の適正化を図っていくというふうに思っております。またトレーサビリティの導入の促進、あるいはJAS規格や食品表示の充実、これは消費者のニーズにこたえていくという視点が大事でございます。そういったニーズにこたえながら適切な情報提供を行っていくことによりまして消費者の方々の信頼を確保していくと、こういうことが中心になろうかと思えます。

こういった施策をこれから充実していきたいと思っております。

○羽田雄一郎君 次に、担い手の経営に着目した経営安定対策への転換や、担い手への農地利用集積の促進についても言われておりました。これは直接この法案にかかわるところでありますので、実は来週も私が質問をさせていただきますので、そのときにじっくりとお伺いをさせていただきますかと思えます。

最後に大臣は高品質な農産物の輸出などによる攻めの農政の方向付けを行っていると言われましたけれども、具体的ににお答えをいただきたいと思えます。そして、どのようなそのことの支援というんですかね、が考えられるのか、お答えいただければと思えます。

○国務大臣(島村宣伸君) 御高承のとおり、今、日本食に対するそのブームというのは異常なほど

すごいものがありまして、先般のヨーロッパ出張の際にもそれを現実に見てきたところでございますが、そういう日本食ブームというのは、単においしいということだけでなく、やっぱり健康にも美容にもいいということが科学的にも証明を受けて、これが一つの拍車を掛けていること、あるいは時代の一つの流れといましようか流行といましようか、そういう意味の評価もこれであり、非常に伸びているところであります。また一方で、アジア地域の経済発展によりまして高所得者層がかなり層を厚くしております。特にアジアの方々は食におごるものですから、そういう意味では自分の生活以上に外食その他に金を使うという面もございまして、これも一つの拍車を掛ける結果になっているんじゃないかと、こんなふうに思っております。

そういう中で、委員も御承知かと思いますが、最近では、例えば日本のリンゴが一個二千円で売れる話とか、あるいは日本の白桃は台湾では貴族の言葉ば果物という地位をいただいていた、あるいはまた日本のカキというのが大分評価を受けてきて、カキは英語でパーシモンだと思っていたら、これはカキと言って独立した名前になっているんだそうで、事ほどさようでございますし、この何年間の間にサケなども一三〇%ぐらい何か輸出が伸びてきていると、ナガイモ等々、いろいろ言いますと、かなりの可能性を私は感じているわけでございます。そういう意味で、我々はこれらを少なくとも五年の間に倍増しよう。できることなら、そんなものでなくて、もっとけた違いなものにしていこうと、こう実は考えているところであります。

そういう点から申しますと、御承知のように、かつてカリフォルニア米が大分出てきて、食味が変わらない、非常にスケールもでかい、大変我々は心配しているいろいろ調べたことがありますが、輸出余力その他を全部を調べますと、それほどでもない。むしろ恐るべきは当時は中国、私、前の

大臣のときには、そういうようなのが常識的に陰で言われておりました。

ところが、もう最近では、御承知のように、中国は今度は農産物輸入国に変わるということで、我々はひそかに、これから米の言わば検疫制度に對する十分検討を得て、これから販路をむしろ中国にも拡張しようと、こう考えているところでございますが、それやこれや考えますと、我々はやっぱりそういう可能性に懸けていくことも我々の大事な責任であるという意味から、言わば、食料・農業・農村政策推進本部というものがありますけれども、今申したようなその目標を単に掲げ、ただ目標だけでなくて、現実のものにしていくという具体的な意欲を持っているわけですし、新聞報道等もございしますが、四月二十七日には、総理あるいは経済界の、各界の代表者もみんなおいでをいただいて農林水産物等輸出促進全国協議会というものを設立したところであります。

また、輸出振興に向けた具体的な対策としては、今一部申し上げましたけれども、何と云っても販路の開拓、拡大のためのマーケティングの支援、あるいは輸出先国の検疫制度などの輸出阻害要因の是正、あるいは商標の管理や品種の権利侵害の防止などの知的財産権あるいはブランドの保護などについて総合的な支援策を講じることとしておるところであります。

これらの支援によりまして、民間の方々輸出に取り組むやすい環境づくりに努めてまいりたいと思っておりますので、長野の特産物もひとつ是非いろんな意味で我々に御示唆いただければと思うところでございます。

○羽田雄一郎君 我が郷里長野でも青森のリンゴに負けないぐらいすばらしいリンゴができていますわけでありまして、この間、中国で八百円で売れているという話、僕はさせていただいたんですが、今、大臣から聞けば二千元ということですが、また高騰しているなということを考えると、ますます我々は輸出ということをしっかりと取り組んでいかなければならないということを感じ

ている次第であります。

中国は今現在バブルの絶頂期でありまして、貧富の格差が大変大きくなっておりますけれども、中国産のものは信用できないということを通じて、わが方たちが言っているのも事実でございます。わざわざ日本の食材を探し求めて買っているという人が増えているというのが現状であります。それは昨年のことなので、今の状況下の中でどういふふうになっているのか分かりませんが、昨年の状況ではそういうことを私も直接お聞きをしております。

日本のお米も、中国の輸入の商社の方とお話をさせていただいたり、また私の父親がそういう方たちと懇談を持ったときにも、これはいけるということをはつきりと言われているわけでありまして、そういう意味でもしっかりと、大臣が進めようとしている政策、そして支援策、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

長野県の話をしていただきました。川上村というのがございます。これは高原レタスでございます。高原レタスで億万長者が出ています、レタス御殿が建っているところでございますけれども、日本の農業の誇りの一つだと私は常々思っております。すし、全国の村ではお嫁さんが来ないというので大変困っておりますけれども、この川上村は、実は女子大生が夏になるとアルバイトにたくさん来まして、川上村の若い青年を見付けて結婚するというところで、嫁不足が一切ございません。そして、畑にはベンツやセルシオで乗り付けたら、ということでございますし、トラクターを見れば、大きな大型のトラクターでございますけれども、フェラーリとかベンツ社のものを使っているというのが見られます。そして、夜中の二時から朝五時、朝取りですから、が一番働かなければならない時間ですけれども、普通であれば発電機でウーンウーンとやらせて電気をつけるわけですが、でも、その畑は野球場と同じようにナイター設備でびかっつくというのが川上村の今の現状であります。少子化が今、日本では大変深刻な問題と

なっておりますけれども、川上村は小学校増設。そして、数年前までは三・四七です、出生率、今、多分三ぐらいだとは思いますが、そういうような形で、それも夏しか働けないわけですね、雪が降りますから。

そういうのが今、川上村の状況でありまして、全国に朝取りをして発送する、そして真空パックにしてカットレタスまで出しているというふうな状況であります。また、海外にも研究所を持つて、レタスというのは巻いてしまいますから、そうすると虫が付く。それで研究をして、外に開く、虫が付かないように外に開くようなレタスを開発して今取り組んでいるところであります。

実はそこで中国が出てくるわけですが、オリンピックがございしますけれども、ここに向けて、せめて選手村だけでも川上村のレタスを持っていきたいと村長以下今一生懸命頑張っております。そういう中で中国に進出していくというふうなことを川上村では考えているようであります。

そういう意味では、こういう農業をどんどん育ててブランド化していったら、そして世界に配信していくということが日本の農業全体が変わっていく、誇りを持てる、そして最終的には食料基地になっていく、世界の食料基地になっていくということになっていくのではないかなというふうに感じております。

長野県の話をちょっと脱線交じりにさせていただきました。長野山々の中にある県でありますし、中山間地域で踏ん張って農業をやっている地域がほとんどであります。先日の山下委員の質問に対する大臣の答弁の中にも、農地面積の確保ということをおっしゃっていただきました。中山間地域等直接支払における耕作放棄地の復旧に対する加算措置の導入というふうなことを言われておりましたけれども、具体的にお答えいただければと思います。

○政府参考人(川村秀三郎君) 中山間地域等直接支払制度でございますが、これはもう委員も御案

内のとおり、平成十二年にスタートいたしました五年が経過をいたしました。五年の節目ということで第三者委員会による評価あるいは検証ということでやりましたが、全般的に言いますと、耕作放棄地の発生防止を始め多様な取組が行われておりまして、着実に成果が上がったというふうな評価をされたところでございます。

ただ、つぶさに個々の取組を検討させていただきますと、非常に活発な取組を行っておられる集落がある一方、その制度の開始前の取組に比べて余り変化がないという集落もございまして、この取組にばらつきがあったというのが実情でございます。

こういった状況を踏まえまして、この平成十七年度から新たな対策ということでの検討をいたしまして、各集落の将来に向けた取組の充実、こういったものを図る仕組みに改善すべきであると、そしてまた安定的な農業生産活動の継続を促す仕組み、こういったものも目指すべきであるということでも検討いたしましたわけでございます。

具体的に申し上げますと、この積極的あるいは活発な取組をより進めたいというインセンティブが働くように取組の内容に応じて交付単価に差を付けるというのが一つでございます。それから、これまでは耕作放棄地が発生させないということが一つの要件であったわけですが、これも新しい制度の要件ですが、更に積極的に、これまでの耕作放棄地をむしろ復旧していくんだというところに対してはインセンティブを与えようというところで、それに対しては加算措置ということにより高い支援をするということもそのメニューとして入れたわけでございます。それからまた、より永続的な取組という意味で、法人を設立するなどの体制をしっかりとっていくということに対しては加算措置を講じております。そういう意味で、単価に差を設け、あるいはより頑張ったところにはより高い支援をということ、めり張り

を付けたということでございます。こういった制度を活用していただくことにより

まして、より安定的、永続的な取組、こういうものが図られるのではないか、その地域の自主性を生かしつつ頑張っていたきたいなど、こういうことで二期目をスタートしたということでございます。

○羽田雄一郎君 このことは、大臣言われたことは大切なことであります。

この直接支払制度、大変喜ばれておりますけれども、農道わきに花を植え景観を良くしたからとか、また農地を持っているからというだけで支払われているというような過去もあるようであります、私が聞くところによると。これは、そんなことではばらまきではないかというようなことをもたらした人が、農地を持っているからもらったんだけれども、これはばらまきじゃねえかというふうに言われているような人もいるというのが今までの現状の中にあつたわけですね。

そういう意味では、やはり耕作放棄地、また遊休農地、これを復旧させるとか、しっかりと農地を守っていくと。実際にそういうことにその直接支払が使われれば有効ではないかというのを感じている次第でありまして、是非そういうようなことに取り組んでいっていただきたいと思っております。

我々参議院農林水産委員会は、十日の日に、中川委員長を筆頭に多くの委員の皆さんと山梨県勝沼の方に行つてまいりました。

これはワイン産業振興特区ということで、いわゆるリース特区でございますけれども、まず最初にお尋ねしたいのは、国で今現在行われております構造改革特区、これは本当に規制緩和になつていのか、なつていとお考えになつていのか、お答えいただきたいと思ひます。

○政府参考人(須賀田菊仁君) このリース特区、これは、本来は農地に権利取得できるのは農業生産法人でないといけないわけでございますけれども、耕作放棄地などが相当程度存在するというこの特区におきましては、市町村との間できちんと農業を行うんだという協定を締結して、その協定

に違反した場合にはリース契約を解除するよという条件の下で、農業生産法人以外の、例えば一般の株式会社、NPO法人、こういうものも農業参入が可能とするというものでございまして、規制の緩和になつていふに認識しております。

○羽田雄一郎君 しかし、このリース特区、全国展開をしようと言つておりますけれども、衆議院での議論の中で参考人の方々の話を聞いておりまして、農地の情報がほとんどないというような話。プロ農家も見放したような遊休農地や耕作放棄地、ここをまず開墾して農地にする最低一年は必要である、またこれについての費用と時間の負担が大き過ぎるというような話。また、それにしても契約期間、これが短過ぎると、いい畑になつたところで返してくれと言われたら返さなければならぬというようなことを考えるとなかなか手が出ないという声もありました。

農業生産法人を取つてしっかりとやられた方が、その方がリスクが少ないんじゃないかというような声も、衆議院の参考人の方々の話や、また勝沼では勝沼醸造の有賀社長に御案内をいただいて、ブドウ園、そしてワイナリー、レストランとずっと見せていただきましたながらお話を伺つた中でもお聞きすることができました。百三十年、三代目で大変こだわりの持つて、その地域の景観までも、これが財産なんだと、地域の発展も願ひながら取り組んでいる姿に参加委員皆さん感銘を受けたところであります。

しかし、ワイン用のブドウ、これを作るのに、実を付けるまでに最低三年、土壌から作ることになれば五年、いいワインを造るまでには二十年から三十年掛かるという話であります。レストランに至つては一度も、一回も、一年も黒字になつたことがない。それでも地域のために続けているというのが現状であります。やはりここでも契約期間の短さが不安であるというようなことが言われました。

今回のワイン産業振興特区は、十五市町村が対

象になつていられるにもかかわらず、まだ二件しか活用されていない現状を見て、いわゆるリース特区が使いやすいものになつていると考えているのか、お答えください。

○政府参考人(須賀田菊仁君) そのリース特区が使いやすいかどうかというお話でございます。

今、開始されて間もないわけでございますけれども、今年の三月現在で、北海道から鹿児島まで三十三道府県で七十一地区が認定を受けておるわけでございます。

これ、難しい点、衆議院での参考人の方のお話をされましたけれども、私も調べてみますと、制度上の問題というよりも、やはりその農業集落によそから企業が入ってくる、そうなりますとなかなか、初めての企業でありましたら、警戒するということではないんですけれども、顔も知らないというところで、なかなか契約期間、もういきなり初めから長期間にというのも難しゅうございまして、それから周りの農家との、果たして協調して、防除とか、そんなのに協力してくれるのかどうかとか、そういうような実態上の問題もございまして進まないんであるという面も聞きました。

私もが行つた正に長野県の大鹿村、見ましたけれども、これは地元企業でございますので、もう周りの農業委員会から、普及からの協力体制がばつと整つておりました。田植機とか、そういう機械も農家が持っているものを使つてくれと、こういうような協力体制が整つておりました。私も、制度の問題というよりも、そういうところはまだ少しく慣れといったような点で問題があるのではないかなというふうに考えております。

なお、先生視察されました山梨県のワイン特区でございます。わずか二件ということでございまして。特に下限面積規制があるのでなかなか入れないのではないかなというようなことが言われていたというふうに向つておりますけれども、これ山梨県へ聞きますと、これ制度上は五十ヘクタールの下限面積規制を知事の判断で下げられるんですけれども、

も、どうも勝沼町周辺が特に力のあるワイン産地であるということで、効率的な農業経営を実現したいということで農地取得を細分化しないのが適当であるという判断が働いたということを知つておりますし、仮に実際の要望があれば検討することはやぶさかでないというふうにございまして、要望等があつたら地域の実情に応じた制度の運用が図られるのではないかとこのように思っております。

○羽田雄一郎君 勝沼のことまでお調べをいただきました、ありがとうございます。やはり全国的になかなか参入しにくいという声もあつたり、勝沼の場合は中小、ワイナリーなんというのは大きなものはないわけでありまして、そういう意味ではなかなか参加しにくいという思いを持つていふこともございまして、今のお話を聞けば、そういう中小でも参加を表明すればしっかりとできるということでありまして、そのことが皆さんに伝わればまた変わってくるのかもしれないということを感じた次第であります。

しかし、ワインができるまで最低五年掛かるわけでございます、その間、一円の収入にもならない、それに加えて契約期間が短く不安であるという話があるのも事実でございます。そういう中で、衆議院の議論の中でもありましたけれども、参考人の話の中でもありましたけれども、リースでは不安である、不十分で、所有権まで認めるべきではないかという意見もあるようでありますけれども、どうお考えでしょうか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) このリース特区、先生も御存じのように、耕作放棄地などが相当程度存在している、農業界の方に受け手がいない、そのままだでは農地の有効利用が図れないというような地域において、緊急、特例的に農業生産法人でない一般の株式会社も参入できるんだ、こういう仕組みでございます。

そのときにやはり心配になりますのは、ちゃんと農業をしてなければいつまでも戻つてこれる、協定でリースをして、ちゃんと農業をしていなければ

ばそれは解約するよと、こういう仕組みが絶対必要なわけでございます。

所有権ということをこういう仕組みの下で考えますと、いわゆる買戻し特約付き、耕作放棄したから買戻すよと、こういう買戻し特約付きの売買ということになるかと。私も、これ研究したわけでございますけれども、実は買戻し特約というのは、民法で有効期間が十年、それ以上だと無効ということでございます。そういう限定があるということ、現実には買戻すというときに、市町村のお金をどういうふうに着用するかというような現実的な問題がありまして、なかなか、必ず農地が戻ってくるという担保する上での問題点はまだ多くありまして、今のところ所有権まで認めるに至っていない状況でございます。

○羽田雄一郎君 なかなか十年という中でワインの場合は難しいなと。いいワインができるまでは二十年から三十年掛かると言われているんですね。せっかく作り出しても、いいものができる前にというようにことを思えば、本気になって入っていく、それを活用しようというのは難しいのかなという、果樹では難しいのかなというように感じています。野菜とか、そういうものであればある程度しっかりと取り組むことができるのかなというところを感じた次第であります。

現在の特区制度は全国的にどのような状況になっているのか。また、遊休農地や耕作放棄地対策の目玉と本間にこれがなり得ると考えているのか、少し疑問に思うわけですが、お答えをいただければと思います。

○政府参考人(須賀田菊仁君) まず、現在の取組状況でございます。

北海道から鹿児島まで三十三道府県七十一地区が認定を受けておりますが、その中で五十地区六十八法人が営農を開始しております。その面積は百二十五ヘクタールというところでございます。この六十八法人のうち農作物の収穫を行ったのは四十二法人、いずれもまだ緒に就いたばかりという

ことでございます。

私も一番心配しておりましたのは、地域の中で混乱起こるんじゃないか、土地とか水利用、あるいは廃棄物の不法投棄等があるんじゃないか、すぐまた撤退するんじゃないか、こういうようなもの、混乱が起きるんじゃないかということを心配しておりましたけれども、これについての弊害はなかったということでございまして、地元からの要望等も取り入れまして、今回我々の法律の中に取り入れたということでございます。

そして、これが今後全国展開をするとして耕作放棄地対策の目玉となるかというお話でございます。耕作放棄地が農業者の高齢化に基づいて潜在的に増えていくという傾向にございます。私も、このリース特区によりまして株式会社等の参入等が耕作放棄地の発生防止に役立つものと考えておりますけれども、これ株式会社ばかりに目が行きがちでございますけれども、実はNPO法人も十四法人が入っております。これは実態は援農組織的に体験農業みたいなものをするというように感じの法人が入っております。先ほど小川先生の質問ございましたけれども、ピオトープだとかそういうものへの活用にもこれ役立つんじゃないかということ、そういう方面でも活用願えればなというふうにも思っているところでございます。

○羽田雄一郎君 今まで現場の声なども織り交ぜながら質問をさせていただきましたが、大臣に最後に感想をお聞きして、私の質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(島村宜伸君) 先ほどからいろいろ御説明申し上げておりますように、リース特区制度は耕作放棄地などが多い地域において市町村とちゃんと農業を行う旨の協定を結んだ上で株式会社などが農業を参入することを認めるものでありまして、今いろいろ御説明申し上げたとおり、私たちがいろいろ当初危惧したことその他いろいろ考えますと、かなりむしろ当初予想よりはいい結果につながっているんじゃないか、こういうふうにも思っているところであります。

さはさりながら、また一方で御説明申し上げておりますように、この所有権まで引き渡してしましますと、これは今度は企業の言わば所有になりまして、その後ずっと農業を続けていただけという保証はまだ期間も短いだけに我々は確認がし得ない、当面はやはり農地をきちんと確保し、また農業生産を期待するという意味合いを持ちまして当面はリースの方式を取っていかざるを得ない、こう考えているところであります。

そういう意味で、これから農業者の高齢化がかなり進んでおまして、今たしか六十五歳以上は五七%ぐらいでございますが、年々これ進むわけでございます。そういう趨勢をいろいろ考えますと、やはり農業を行いたい企業は農地を借り入れ、きちんと農業を維持管理するということが結果的に農地を預ける農家にとってもメリットにつながるんじゃないか。またさらに、参入企業が例えば農産物の加工販売メーカーであるならば、自社による農産物生産により経営が発展し、地域の農産物の安定的な販売先にもなることで農家にメリットがあるのではないかと。このことにつきましては、先般皆さんが勝沼地区を訪問されてそれなりの情報を得られたように伺っておりますが、我々もこういうことに十分意を用いて努力をしていきたいと、こう考えておるところでございます。

○委員長(中川義雄君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後一時四分休憩

午後一時四分休憩

午後一時開会

○委員長(中川義雄君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案、以上兩案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○谷合正明君 公明党の谷合正明です。おなかの中の物がまだ消化し切れていませんけれども、早速、午前に引き続きまして農業経営基盤強化促進法等の一部改正法案について質問をさせていただきます。

まず初めに、食料・農業・農村をめぐる情勢の変化について質問をいたします。

新しい食料・農業・農村基本計画におきまして、以前の基本計画の策定後に、食の安全や健全な食生活に関する関心の高まり、多様性、高度化する消費者ニーズへの対応、そして農業の構造改革の立ち後れ、多面的な機能や農村に対する期待、グローバル化の進展といった大きな情勢の変化から、農政全般の改革を早急に進めていく必要があるとしております。

特に、農業の構造改革の立ち後れにつきまして、基本計画の中では、認定農業者の育成確保、農地の利用集積、新規就農の促進等に取り組んできたけれども、その効果は限定的なものにとどまっております。従来の取組のままだでは、食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、地域の経済社会の維持発展に支障が生じるおそれがあると分析しております。

そこで、農業の構造改革の立ち後れの実態及びその原因についてどのように考えているのか、まず初めにお伺いいたします。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 前回、平成十二年の基本計画策定時におきまして、平成二十二年を目標といたします農業構造の展望、平成二十二年で認定農業者への農地の集積二百八十二万ヘクタールを目標にしていたのでありますけれども、平成十五年時点では二百二十五万ヘクタール程度にすぎないということでございまして、目標に比べて下回っている状況でございます。特に、水田におきましては九十二万ヘクタールしか担い手に集積されていないということで特に後れているというところでございます。

私ども、この構造改革の立ち後れの原因といた

しまして、実体面と政策面と二つあるのではない
かというふうに思っております。

まず、実体面におきましては、先生も御存じの
ように、機械化の進展、技術の向上等で兼業農家
がいわゆる土農業者で稲作経営等が可能であった
こと、そして、それとは別に、土地を貸そうとし
ても集落内に安心して貸し付けられる相手が見当
たらない、こういう事情があったこと、それか
ら、高齢農家は先祖伝来の農地を人手にゆだねる
ということに非常に強い抵抗がある。特に、やは
り農村社会の中では自分が農業をしているんだと
いうことがその村の一員として認められる証左に
なるということ、なかなか人にゆだねるという
ことが進まない、こういう実体面の理由があつ
たのではないかとこのように思っております。

また、政策面では、価格・所得政策が幅広い農
業者を対象としてきたということで、担い手への
農地集積のインセンティブが働かなかつた、この
ようなことがあるのではないかとこのように考え
ております。

○谷合正明君 次に、農地制度に対する抜本的見
直しの課題ということで、今ある説明がありまし
たけれども、今回の農地制度の見直しに当たりま
しては、昨年の報告書、資料の中で、「農地・担
い手施策の展開方向」という資料の中で、農林水
産省自らが、新たな基本法の下、農地の確保、有
効利用の観点から徹底した見直しを行うことが必
要であるといった認識をされております。

こうした見直しを行うに当たりまして、午前中
の議題にもありましたけれども、農地法の基本理
念であります耕作者主義の在り方が大きな論点に
なるものと考えております。

耕作者主義とは、適正かつ効率的に耕作する者
に対しての農地の権利取得を認めるという考え方
と認識しております。これに関しましては、その
基本的な考え方は今後とも維持されるべきという
見解と、そして今日的な見直しが必要とする見解
の両論があるものと理解しております。

こういった差異が生まれる要因としては、農地

の利用や農業経営をめぐる社会情勢がその昭和二
十七年の農地法制定時と比べて大きく変化し
ていると。見直しを認める意見の中には、自作農
が望ましい営農形態であるとする考え方が残され
ている農地法第一条を改正し、農地制度全体を利
用優位の制度に転換すべきとの主張もあります。
また、制定当時想定されなかつた食の安心や環
境保全という今日的課題の下、その意義を見直す
ことも重要だという主張もございます。一方、耕
作者主義を維持すべきという考えの中には、農地
を耕作者以外が所有することは農地の転用のおそ
れが大きいなどのいろいろな考えがあるわけであ
りますが、そこで大臣にお伺いしますが、耕作者
主義の今日的意義、そして見直しの是非につい
て、基本的考え方を伺いたします。

○国務大臣(島村宜伸君) お答えいたします。

農業は、通常、土地から得られる利益が他産業
に比べて小さいため、耕作に従事する者が農地に
関する権利を取得して、そこから得られる利益を
享受する形態が農業を営むのに最もふさわしいも
のと考えております。

具体的には、農地法第三条で、農地の権利取得
に際しては、農地のすべてを耕作すること、必要
な農作業に常時従事すること、農地を効率的に耕
作することができるとなどを要件としておりま
して、これを耕作者主義と呼んでいるところであ
ります。

このように、農地はこれをきちんと農業の用に
供し得る者が取得すべきであるとの考え方は今日
においてもなお重要な意義を持つておりまして、
今後とも維持されるべきものと考えているところ
であります。

○谷合正明君 私、個人的には、そうした耕作者
主義の考え方というのは、今後、移行期に差し掛
かっているのではないかなというように思ってお
ります。いずれ、その耕作者主義を維持すること
を前提としたとしても、補強するような形で新た
な考え方というものを今後議論していく必要があ
るのではないかとこのように思っております。

続きまして、望ましい農業構造の確立と農業経
営基盤強化促進法について質問をさせていただきます。

今回改正を行うこの法ですけれども、経営感覚
に優れた経営、効率的かつ安定的な農業経営を育
成し、これらの農業経営が生産の相当部分を担う
ような農業構造を確立することは急務であるとの
考えに基づき、平成五年、従来の農地利用増進
法を改正して成立したものでございます。

そういったものがあるんですが、私の地元の岡
山県では、先日の地方紙に載っていたんですけれ
ども、認定農業者はここ四、五年で約三千三百と
横ばいで、目標の七割にとどまっています。岡山
などの中国地方では中山間地域も多く、農地集約
化が難しいと。経営規模の拡大が前提となる認定

農業者に対する支援を農家がそれほど魅力を感じ
ていないという指摘もあるわけですが、農
業構造改革というのは地域によって様々な評価が
あると思いますが、今回、その農業経営基盤強化
促進法が認定農業者制度等を通じて望ましい農業構
造の確立に向けて果たしてきた役割と効果につい
てどう評価しているのか、さらに、本法に基づく
制度が新たな基本計画の下で農業の構造改革の立
ち後れへの対応としてどのように資するのか、そ
の点について伺いをいたします。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 農業経営基盤強化
促進法、平成五年に制定をされております、そ
の主要な柱が二つございます。

一つが、先生言われました認定農業者制度を創
設したことでございます。それからもう一つは、
集団的な土地利用調整、集落で話し合いの中で集
団的に土地利用調整をしていくということを創設
をしたことでございます。

平成五年以降、いろいろな形で農地の権利移動
が行われておりますけれども、この農業経営基盤
強化促進法に基づきます権利移動が全体の九割を
占めてございます。それから、認定農家、認定農
業者の方は、十六年の八月末現在において全国で

約十九万経営体ということでございます。

こういう面では一定の効果が上げられておりま
すけれども、先ほどの御質問にございましたよう
に、担い手への農地の利用集積が二百二十五万ヘ
クタールにすぎない、全体の約五割程度にまだ不
足な点がございます。そういう意味
で構造改革は立ち後れているということござい
ます。

こういうことを踏まえまして、今回の法律改正
におきましては、主要なところ、三点ございま
す。

一点目は、法人化を促進させたいということ
で、農地保有合理化法人が農業生産法人に対し、
農地のみならず金銭の出資もできるようにしたと
いうことでございます。これ、一点でございます。

二点目は、なかなか認定農家も育たないとい
うようなこともあり、先ほど申し上げましたよう
に、なかなか人に土地をゆだねるということが難
しい集落の事情もございまして、集落を基礎とし
た共同組織体として集落営農といったものを育成
していくということ、集落営農の組織化に関
する法律改正を盛り込んだのが二点目ございま
す。

三点目は、仲介機能を強化しようということ
で、農地保有合理化法人に貸付信託を行えるよう
にいたしました。安心して信託に出せる、借り手
の方は安心して借りられるというそういう仕組み
を入れました。これでもって基本計画にございま
した個別経営、法人経営の育成、集落営農の育
成、組織化、こういったものを図っていきたいと
いうふうに考えてございます。

○谷合正明君 今、お話に出ました集落営農につ
きまして、その現状と役割について再度質問させ
ていただきます。

本法案は、担い手への農地の利用集積が後れて
いるとの認識から、その集落営農の組織化、法人
化というものを図ることとしているわけでありま
す。このような集落営農の活動内容につきまして

は、作地の団地化、そして農業機械の共同利用といった取組が約五割を占めておりますけれども、集落内の営農の一括管理運営のレベルに達している者は約一割にとどまっていると聞いております。どの程度の実体を伴っている集落営農なら将来的に今後議論される経営安定対策による直接支払の対象とすべきかというものが非常に大きな関心となっているわけでありまして、そこで、このような集落営農の現状を踏まえた上で、集落営農の果たすべき役割、将来展望について副大臣に伺いたいと思います。

○副大臣(常田享詳君) まず、認識と現状についてお答えをしたいと思います。

水田集落の約半数において、個別経営体として発展し得る主業農家が全く存在していない、そういう現状の中で、集落営農は地域ぐるみで農地の利用調整や機械の共同利用を行うなど、地域の営農の維持に重要な役割を果たしているという認識をまず持つております。

このような集落営農は、平成十二年の調査によれば全国で九千九百六十一存在しますが、このうち、集落営農の営農を一括管理運営するといった取組がなされているのは、今、委員御指摘のとおり、約一二％に当たる一千二百にとどまっております。これが現状であります。

このため、集落営農の取組を増加させるとともに、經理の一元化等を通じて経営主体の実体を有する集落営農組織に誘導していくことが極めて重要であるというふうに考えております。現在、集落営農の組織化、法人化に向けた取組を農業団体と連携をしながら全国的に展開しているところがあります。

このような取組や政策支援を行うことを前提として、新たな基本計画と併せて農業構造の展望をお示ししているところでありますが、この中で、経営主体としての実体を有する集落営農経営が平成二十七年において二万から四万程度になるといふふうに見込んでいます。

○谷合正明君 今お話ありましたけれども、集落を基礎とした営農組織のうち、一元的に經理を行って法人化する計画を有するなど経営主体としての実体を有するもので、将来効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれるものを担い手として位置付けていくという話だと思えますけれども、一方で、主業農家が存在しないなど、その組織化、法人化が困難な集落営農に当たりましては、将来展望に不安を抱く向きがございます。

私は先日、岡山県北部、山間部です、中山間地域というよりは山間部ですけれども、そこにある集落営農の現場を視察いたしました。その農場は平成七年に農事組合法人になったわけでありましてけれども、最近ようやく黒字化になったという模範的な集落営農でございます。そこの方に話を聞いても、模範的にやっているとしても、ただ、今後の将来展望としては不安だらけだと、後継者もないんだとか、ここ数年間村で結婚式を見たことがないとかいろいろな話を聞かせていただいたわけでありまして。そういう山間部におきましては、小規模農家、兼業農家といったものの問題というものもあると思うんですが、担い手の明確化と集落営農の組織化、法人化の意義、そのための施策の在り方、集落営農の組織化、法人化に当たっての小規模農家や兼業農家の在り方についてお伺いをいたします。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 現在、我が国農業をめぐりまして、農業従事者の減少とか高齢化とか担い手の脆弱化が進んでいると、国際化の進展も進むと。こういう状況の下では、やはり強靱な農業構造を一刻も早く確立するということが重要であらうと思っております。そのためには、農業で他産業並みの所得を上げ得る経営体、これが持続性、安定性がある経営体でございますので、それを担い手として明確化するということが大事であらうということでございます。

その中で、先ほど申し上げましたように、施策と担い手という場合に、個別経営、法人経営にかかわらず、認定農家といった、この力で伸びよう

としている経営体と、それから集落を基礎とした共同の経営体たる集落営農と、二つを担い手として考えているわけでございます。そういう担い手に対していろいろな政策を重点化していきたいというふうな考えているわけでございます。

そこで、小規模な農家あるいは兼業農家についてどうかと。小さな農家、兼業農家と言いましてもいろいろでございます。安定してもう兼業先の方で生計費も得ることが出来る安定兼業農家から、やはり農業所得に頼らなければならぬという生計費を得られないというような農家までいろいろございます。私ども、安定的な農家の方にはこの集落営農に農地等を出していただいて、それで賃料収入を確保してもらおうような道を主としてお勧めをし、そうでない小規模農家、兼業農家の方には、この集落営農の構成員になつていただいて、それなりの役割分担をしてそれで配当を受け取ると、こういう道を選んでいただくのが一番ではないかというふうに思っております。そういうことで、現在、団体とともに集落営農の育成運動に取り組んでいるところでございます。

○谷合正明君 担い手の在り方につきまして、集落営農、認定農家にしまして、担い手をどう、人をどうつくっていくかということだと思っておりますが、その農業構造の展望に向けた取組が進んでいく中で、新規参入の農業者についてどうしつかり取り組んでいくのか、支援していくのかというところを今気にしております。就農する数も増えておりますが、離農する数がそれ以上に増えていくと。新規就農者が着実に伸びていくことが非常に重要ではないかと思っております。

そこで、その新規就農者に対する政府の対応について、新たな基本計画にどういう位置付けがあるのかということをお伺いしたいんですが、その新規就農者となる対象で議題にしたいのは二つございまして。一つが定年帰農組と、一つが新規就農青年組でございます。確かにプロ農家ということでは直接つながらないところもありますが、今後の十年間の日本社会の人口動態を考えていくと、

平均寿命だけでなく健康寿命が伸びていくと、約八十年と言われておりますけれども、金持ち、土地持ちならぬ時間持ちの六十代、七十代の方が増えてまいります。そういう定年就農組の受皿をしつかりと整備していかないといけないと感じているわけでございます。

そこで、その定年帰農組、今の特に団塊の世代による新規就農者に対する政府の対応についてお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(須賀田菊仁君) ここ数年の六十歳以上の方の新規就農の推移を見ますと、平成七年が二万五千人だったわけでございますけれども、平成十五年は四万二千人というふうな定年帰農の方々の数が増えているということでございます。

この高齢の新規就農の方々、他産業でいろいろな知識を得られますし、技能も積んでおられまして、その積んだ技能にもよりますけれども、オペレーターとして活動をしていただいたり、あるいは集落営農の中で經理の担当として活動をしていただいたり、あるいははまもめ役、世話役と、こういったこととして活動されると、我々もそういう役割を期待をしているわけでございます。

こういう方々に対しましては、Ｕターンフェア、就農イベントということで、まず農業に興味を持っていただきまして、そして具体的に農業に就職したいということになりましたら、まだ他産業に在職したままで農業の基礎的な知識や技術を習得できる就農準備校というのが都市部にございまして、そこで、座学ではございますけれども、いろんな知識、技術を得ていただいて、その後必要に応じて、道府県に農業大学校ございまして、中高年齢者のための研修コース等もございまして、先進的な経営体での研修といったものもございまして、そういうところで研修を積んでいただいた後就農と、こういう段階を踏んでいただければというふうに思っております。

幅広い人材の育成という観点から期待をしております。

平成十七年五月十二日
【参議院】

成十七年五月十二日【參議院】

一七

耕作放棄地がありまして、これを農地として再生し、自給率の向上を目指していかなければならないと、まず考えております。

このため、今回の改正法案においては、まず都道府県及び市町村が耕作放棄地対策の方針を策定し、次に、この方針の下に耕作放棄地の所有者などに對し農業の再開、担い手への貸付けといった指導を行い、指導に従わない場合には知事の裁定による賃借権の設定を行えるよう措置しているところであります。

また、耕作放棄地が周囲の営農に支障を及ぼしている場合には、市町村長が草刈りなどの措置命令を発することができるようになっており、体系的な耕作放棄地対策の整備を図ることとしておるところであります。

以上。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 後段の不作付け地の問題でございます。

不作付け地といえますのは、一年以上作付けしなかったけれども、今後数年の間に再び耕作する意思のある農地ということでございますので、これも大臣の答弁にございました耕作放棄地対策の一環として、この不作付け地の方はもう耕作する意思のある農地でございますので、将来農業として活用すべき農地として活用をしていきたいというふうに考えております。

○谷合正明君 終わります。

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。

農業経営基盤強化促進法の質問いたしますが、冒頭、BSEの全頭検査にかかわる問題について質問したいと思います。

五月六日、食品安全委員会は、厚労、農水両省の諮問に對して、全頭検査の対象となる牛を二十一年か月齢以上に変更した場合には食品健康影響は非常に低いレベルの増加にとどまるとする内容の答申を決定しました。で、厚労省は、検査対象を二十一年か月齢以上とする省令の改正案を発表しました。パブリックコメントには、この間、七割を占める反対意見が寄せられているにもかかわらず

なんです。

この結果を受けて、農水、厚労両省は、米国产牛肉について二十か月齢以下は検査なしで輸入再開するというのを食品安全委員会に諮問しようとしています。

大臣は、安全、安心が大前提だということに繰り返してこれたわけですね。安全、安心というのは、やっぱり国民の信頼がなければこれ成り立たないことなわけですね。公募意見の七割が二十一年か月で線引きをして検査対象から外すということには反対だということに言っているにもかかわらず、この二十か月齢以下の牛肉を検査なしで輸入させると。これ認めるということは大臣が日ごろおっしゃって来た立場に反するんじゃないかと思えますけれども、いかがですか。

○国務大臣(島村宣伸君) 私たちは、常々申してきたことは、科学的知見に基づいて食の安全、安心に万全を期する、これを大前提としてこの問題にも取り組んで来たところであります。

食品安全委員会は今日まで大変熱心な御審議や御検討をいただきまして、その結果、先般の答申をいただいたわけでございます。言わば専門家の御意見としてまあ問題がない、少なくともそういう御判断をいただいた以上、我々はその御意思を尊重したいと考えてます。

なるほどパブリックコメントにおいて消費者の側で全頭検査は望ましいという御意見があるのは、これはむべなるかなと思います。だけれどもこれは全頭検査すればそれはより安全だとお考えになるのは当然です。特に、この問題が発生した当初のマスコミの報道その他でかなり皆さん衝撃を受けたわけでありまして、ごらんのとおり、一時はお肉屋さんからすっかり牛肉の姿が消えた、こんな現実もあったわけでございます。その後のいろいろな経過を見ますと、私もはかばか国民の意識も変わってきていると、こう考えるとあります。

しかも、今日までには恐らく四百数十万頭に及ぶと思いますが、の牛の検査をし、少なくとも二

十一か月未満の牛に関しては言わば危険な牛が発見されておられないという現実も踏まえまして、我々はこれらについては冷静に対処していきたいと考えております。

なお、こういう時期その他につきましては、これは我々が今どうこうすべきものではございませんので、一応現時点では冷静にその推移を見守っているということでございます。私が今まで御説明したことと急に私の考えは変わったということとは毛頭ないわけであります。

○紙智子君 BSEの人への感染、それから発症についてはまだ解明されていない部分が非常に多いわけですね。科学的な知見も限られているわけですね。だからこそ、予防的な見地も含めて、国民の多数はやっぱり全頭検査は継続すべきだということに求めていると思うんです。

アメリカ産の牛肉についても、この月齢別別方法や飼料規制やそれから特定危険部位の除去などの問題では疑義が委員会の中で出されてきたわけですね。パブリックコメントに寄せられたこの国民多数の声を尊重するならば、米国产の牛肉の輸入再開の諮問というのはいささかやないというふうに思ふんですね。

安全、安心、これ改めて言うまでもないことですが、安全、安心、安心ということによってきたかといえ、やっぱり国民は本当に不信がすごく最初の段階で強かったわけですね。だから、元大臣の武部大臣が肉を食べて、だから大丈夫だといふわけでも、国民はやっぱり不信を持っているわけですから、だから牛肉の消費があつたと下がったということがあつたわけですね。

そういう立場からいえば、やはり国民が納得しないのに、とにかく科学的にはもうお墨付きが出たんだと、だから言うことを聞けということにはできないと思いますし、やっぱりそうであるとしたら、何のために今まで議論してきたのか、何のための反省だったのかということになると思ふんです。

なので、是非ちょっと委員長にお願いしたいんですが、是非BSEの問題をめぐっては集中審議をお願いしたいと思ひます。

○委員長(中川義雄君) 理事会で検討します。

○紙智子君 それで、この本体の農業経営基盤強化法の問題に入りますけれども、まずリース特区の評価についてです。

農水省は、このリース特区について、昨年の十月の実施自治体へのアンケートの回答を基に、現時点で弊害がないということで判断をして今回全国展開にオーケーを出しました。しかし、既に収穫を開始した特区というのは六十八特区のうち二十八にすぎません。違います。(「四十二」と呼ぶ者あり) 四十二、増えているんですかね、そうすると。始まったばかりだということだと思ふんですけれども、現時点で水管理や共同作業や農地利用で混乱が起きてない、これは当然だと思ふんです。始まったばかりなんだから。問題は、たった一年や二年で弊害なしというふうには評価していいのかということなんです。

やっぱり特区の参入法人というのは、現時点で経営が成り立っていないところがほとんどなわけですから、昨年、農水省が行った特区の評価のための調査、これでは経営状況については調査対象とされていませんね。経営状況を評価の対象としていないというのは、これなぜなんですか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) このリース特区、構造改革特区制度、耕作放棄地の発生防止策として講じられているわけでございます。

具体的に地域で水利用、土地利用に混乱があつたかどうか、あるいはきちんとして耕作がされているかどうか、こういう点をチェックして、ちゃんと耕作放棄地の発生防止として役立っているかどうかをチェックすると。経営状況は直接それと関係ないということで調査対象にはなっていないわけでございます。経営状況の悪化が続きまして、恐らく何らかの形で、耕作をきちんとしていないとかそういう状況が現れるものというふうには考え

第八部 農林水産委員会會議録第十四号 平

成十七年五月十二日【參議院】

[illegible]

一九

というふうに出ております。

○紙智子君 全国農業会議所の中村専務さんが資料を出していますけど、千葉県では、特区など農地の規制緩和によって産業廃棄物処理会社などからの農地参入による農地取得の問い合わせが増えているというんですね。それで、食品残渣等を堆肥化してクリーン農業をやるんだと。まあNPOっていう話もありましたけど、NPO法人というとなんか印象がいいということがあって、その看板を掛けながら、実態は産廃の処理ということを目論んでいると思われる相談も多いというふうに出てきているわけです。非常に巧妙に、これまでのちよつと経過の中を振り返ってみても、そういう巧妙に農地をねらっているものもあるんですね。

ですから、そういう中で、今、自治体ではこの約束させているようだということが、農業に、農水省自身が把握して、やっぱりそういう間違いが起らないようにということをやらせる必要があるというふうに出てくるんです。

それから、先ほども言いましたけど、現在リース特区に参入している法人のほとんどが経営的には成り立っていない状況だと。で、撤退に追い込まれることもあり得るわけです。しかし、この示している協定案には、参入法人の経営破綻など法人の都合で撤退する際の対応を取り決める項目はないですね。

で、今回の法案に、企業の一方的な撤退で農地が放置されるような事態を防ぐということという、この法案にですよ、そういう対策というのは入っているんじゃないですか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) リース特区で入ってきた法人が撤退をしていくという場合には、市町村との合意の下でそのリース契約が解約されるというふうになるかと思えます。その上で、この制度は制度でそのまま続くわけでございますので、市町村が農地の返還を受けて新たな受け手を探した上で貸し付けるといふ仕組みになりまして、この制度のねらいとする耕作放棄地の発生防

止はその新たな受け手によって達せられると、こういう仕組みになるかというふうに出ております。

○紙智子君 そういふふうに出てくるんですけど、その参入法人が撤退する場合に、農地を元の所有者に返すわけにもいかないと、そして結局耕作放棄地に戻ってしまう可能性も生じるわけです。何らかの協定違反が発生して協定を解除した場合、同様に、返還された農地をだれが管理するのかという問題が生じてきます。

耕作放棄地対策だといふふうに出てくるんですけども、場合によっては耕作放棄地をかねて増やしていくといふことにもなりかねないんじゃないかと思えますけど、そういう心配しませんが。

○政府参考人(須賀田菊仁君) まず、この制度は、ほととけば耕作放棄地になりそうだとこのころに農業生産法人以外の一般の株式会社の人に参入していただいて管理耕作をしていただく。それがなくなったら元の状態に戻るわけでございます。だから、余りうがった見方をされぬようにです。ね。ほととけば耕作放棄地になりそうなところ、次善の策なんですけども、管理してくれる者に来ていただくという制度ですから、それは、この制度がなかったよりもあつた方が耕作放棄地が広がるということにはならないんじゃないかといふふうに出てくるんです。

○紙智子君 ただ、協定解除、撤退ということになったら、次の借り手が見付かるまでは結局合理化法人がこの農地を管理耕作することになるわけですよ。しかし、その合理化法人の状況というのは今非常に厳しいですよ。地方行革で予算も削減されると、人件費も削られていきますし、事業推進体制に影響が出ています。今でさえも、中山間地を中心に、受け手のない農地の管理耕作が重い負担になっているわけです。これに一層拍車を掛けることになりやしないかと。耕作放棄地の企業参入先にありきといふことになると、これは本当の解決にはつながらないといふふうに出てくるんですよ。

ちよつと時間にもうなりますので、最後ちよつと言わせてもらいたいですけども、今回の法案、我が党は反対です。それは、やっぱり農地法を形骸化させる危険性が非常に強いといふふうに出てくるんです。耕作放棄地の対策として、今、やってくるころだったら企業でもどこでもいいという声も確かにあることは知っていますけれども、農地制度に穴を空けるようなことはすべきでないと思ふんです。ずうつとこの間例えば経済同友会なんかは言ってきたのは、農地法を全面的に改正せよと、それで株式会社などに農地を取得させることを求めてきているわけです。ずうつとそうですよね。そういう中で、そこに道を付けることになるんじゃないかと思ふんです。

で、今回視察した勝沼ですけども、いろいろお話を聞いて、非常にそれは、夢を語り本当に情熱を持ってやっておられると思つたわけですけども、自らもブドウを作る農業生産法人になつてやってきているわけですよ。この間、現在特区に参入している地域に密着した企業というのは、やっぱり農家の出身者が多いんだと思ふんですよ。だから技術も、作物をやっていく技術もちゃんと身に付けているし、そういう中で、農業生産法人を立ち上げて農地を取得するといふことも難しくない、ないはずだと思ふんです。あえて農地法に穴を空けることをしなくても、農業生産法人に誘導していくべきだと思ふし、それを支援するのが本当じゃないかといふふうに私は思ふんです。

それで、これに関連しての続きは次の委員会です。やりたいと思ふんですけども、そのことを再度申し上げて、私の質問を終わらしていただきたいと思ひます。

○委員長(中川義雄君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。本日はこれにて散会いたします。午後一時五十九分散会